

# 美唄市コンパクトシティ構想

平成 30 年 3 月

美唄市



# 目次

1. 目的	1
2. 美唄市コンパクトシティ構想の位置付け	2
3. 構想の期間	3
4. 構想の対象区域	4
5. 現状と課題	5
I. 美唄市現況について	5
I - i. 人口と世帯数	5
I - ii. 移転後の住所地別転出者数	6
I - iii. 居住地、または従業地・通学地による人口	7
I - iv. 産業別民間事業所数及び従業員数	8
I - v. 工業出荷額と商業販売額	9
I - vi. 財政	10
I - vii. 公共施設の分布状況	11
I - viii. 公営住宅の分布状況	12
II. 生活圏別特性について	13
II - i. 生活圏別人口と世帯数	13
II - ii. 地区別の人口増減	15
II - iii. 地区別の人口密度	16
II - iv. 生活圏別産業別事業所数	17
II - v. 地区別の事業所の分布	18
II - vi. 中央部生活圏の特性	19
II - vii. 条丁目区域の特性	21
II - viii. 東部生活圏（落合町、盤の沢町、我路町、東美唄町）の特性	23
II - ix. 西部生活圏（開発町、上美唄町、西美唄町）の特性	24
II - x. 南部生活圏（峰延町、光珠内町、豊葦町）の特性	25
II - xi. 北部生活圏（北美唄町、茶志内町、日東町、中村町）の特性	26
III. 都市計画区域について	27
III - i. 都市計画区域と用途地域	27
III - ii. 用途地域内の土地利用	28
III - iii. 用途地域と土地利用の状況	30
III - iv. 都市計画道路	31
6. 市民アンケート調査結果	32
I. 平成 27 年度	32
II. 平成 28 年度	37
7. 課題のとりまとめ	41
8. 基本方針の考え	42
9. 基本方針と具体的な進め方	44
I. 土地利用	46
I - i. 土地利用の基本的な考え方	46
I - ii. 市街地内の未利用地の解消	47
I - iii. 用途地域の見直し	48
I - iv. 用途地域の縮小	50
I - v. 中心市街地活性化への取組み	51
I - vi. 郊外部（白地地域）の今後のあり方	52
II. 道路	53
II - i. 公共交通等の充実	53
II - ii. 国道 12 号の 4 車線化への取組み	53

II - iii. 都市計画道路の未着手路線の整備 .....	54
II - iv. 円滑な交通体系の維持と整備 .....	55
II - v. 歩いて暮らせるまちづくりのための道路のバリアフリー化 .....	55
II - vi. 一体性及び連携性確保のための道路網の形成 .....	56
II - vii. 公共サイン計画に基づく案内板の設置 .....	56
III. 公園緑地 .....	57
III - i. 公園・緑地の適正配置 .....	57
III - ii. 公園・緑地の整備 .....	58
IV. 都市景観 .....	59
IV - i. 都市計画道路の街路樹整備 .....	59
IV - ii. 地区計画による街並みの統一 .....	59
IV - iii. 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄周辺地区の環境整備 .....	59
V. 生活環境 .....	60
V - i. 低炭素なまちづくり .....	60
V - ii. 災害に強いまちづくり .....	60
VI. まちなか居住 .....	61
VI - i. 公共施設の集約 .....	61
VI - ii. 旧美唄工業高校跡地利用 .....	62
VI - iii. 市立美唄病院の建替え .....	62
VI - iv. 健康・医療・福祉の視点によるまちづくり .....	62
10. 立地適正化計画への取組み .....	63
参考資料 1. 関連計画 .....	64
I. びばい未来交響プラン（第6期美唄市 総合計画） 後期基本計画 .....	64
II. 美唄市都市計画マスタープラン .....	65
資料 2. 図 5-29 作成に係る補足説明について .....	66
■用語解説 .....	67



## 1. 目的

美唄市（以下「本市」という。）においては、かつての炭鉱産業から一転し、農工一体の産業構造を目指したまちづくりを進めてきたものの、その後の人口減少や少子高齢化、更には、車社会の進展による市街地中心部における購買力の低下といった中心市街地の空洞化等により、都市構造そのものを見直さなければならない局面を迎えています。特に、中心市街地の空洞化は、まちの賑わいや活気が低迷するだけでなく、商店街の消費にも影響を与えるため、市内経済そのものの活性化への大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市にとって持続可能な成長を支えるためのこれからのまちづくりとして、本市に必要な都市機能と公共サービスを集約させ、地域の活性化と生活利便性の向上及び経営コストの効率化を図りながら、少ない人口であっても市民生活の満足度が高められるような、「賑わいを創出」した「魅力あるコンパクトなまちづくり」の骨子案として「美唄市コンパクトシティ構想（以下「本構想」という。）」の策定を行います。

「コンパクトシティ」とは、市街地周辺に点在している各地区をまちの中心部へ集約するようなまちづくりをイメージしがちになりますが、決してそうしたのではなく、交通結節点等多くの拠点機能が整っている都市の核と都市内の各地区（生活圏）とが連携した上での集約型のまちづくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）を構築するものであります。

最後に、これまで多くの先人たちによって築き上げられた今日の緑豊かな本市の田園都市を今後も大切に、尚且つ次世代に引き継いでいくために必要なコンパクトシティへの取組みを「美唄市まちづくり基本条例」の考え方に基つき実施してまいります。

※補足（コンパクトシティをめぐる誤解について）

以下に示す概念については、目指すべきコンパクトシティでは、ありません。

（平成26年度北海道都市計画実務会議資料より）

### （1）一極集中

都市内の最も主要な拠点1カ所に、全てを集約させる。

### （2）全ての人口の集約

全ての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させる。

### （3）強制的な集約

居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる。

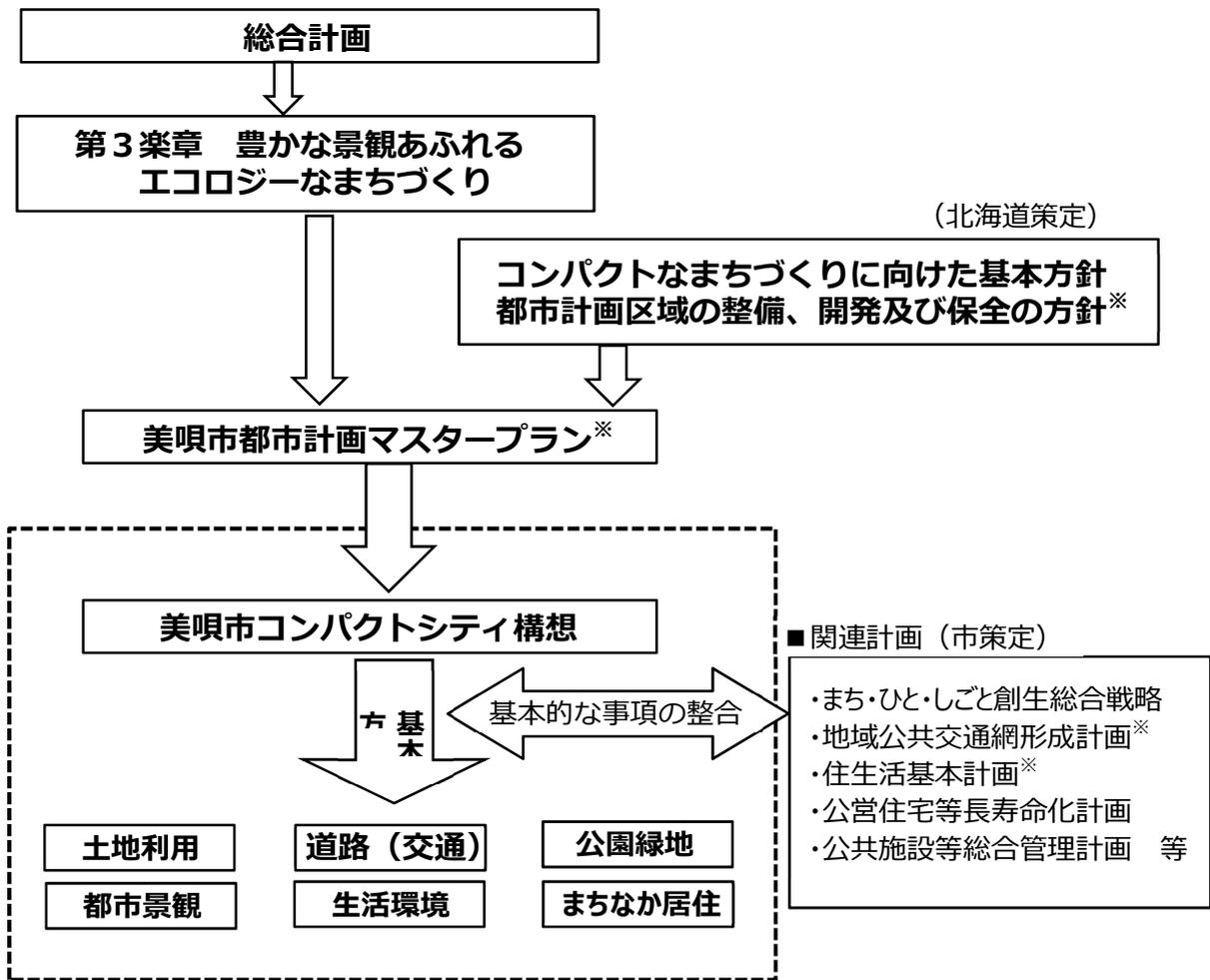


## 2. 美唄市コンパクトシティ構想の位置付け

本構想は、都市計画マスタープランの下に位置付けます。

本市の基本構想である「美唄市総合計画」の都市を実現するための6つの柱のうち「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」を基本とし、現在の美唄市都市計画マスタープランを上位計画とした上で、北海道が策定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」更には、本市の関連計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「地域公共交通網形成計画」、「住生活基本計画」、「公営住宅等長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」などの各種計画との整合性を図り、本市のコンパクトなまちづくりに向けた都市計画における土地利用、道路、公園・緑地等を基本方針として位置付け、次期都市計画マスタープランへ継承します。

図 2-1 本構想の位置付け



※ ※印表示部分については、巻末に用語解説があります。

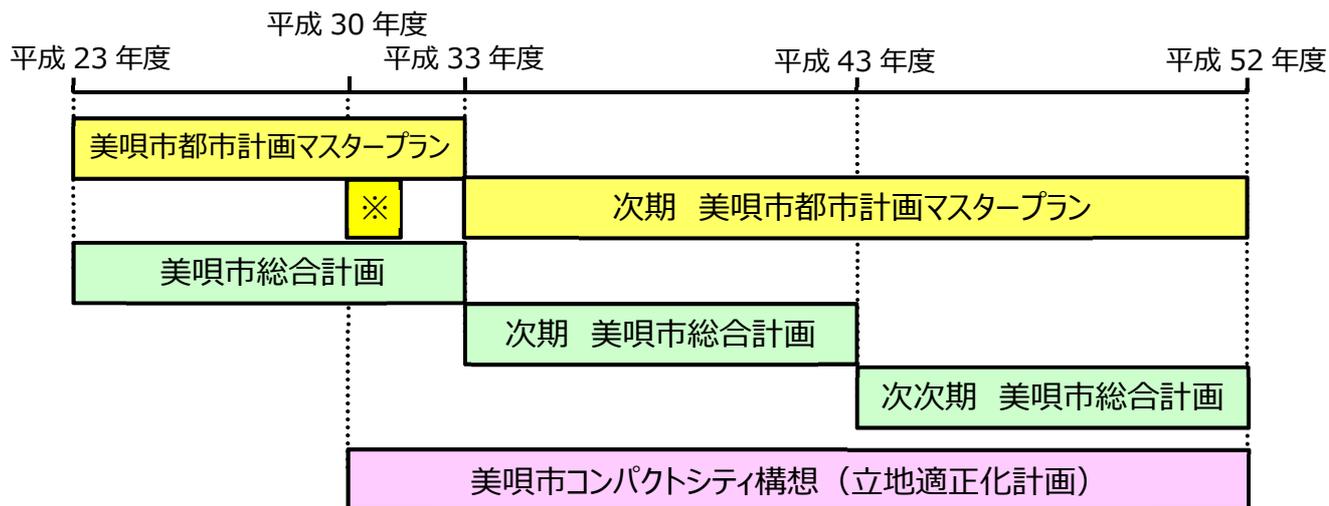


### 3. 構想の期間

本構想は、平成 30 年度を基準年とし、平成 52 年度（西暦 2040 年）までの 23 年間を実施期間とします。

平成 32 年までには、本構想の上位計画である美唄市都市計画マスタープランの次期計画を策定する予定であることを考慮し、これよりも先に予め、本市の理想とするコンパクトなまちづくりの基本方針を示し、次期都市計画マスタープランに継承していくこととします。

図 3-1 構想の期間



※用途地域の適正見直しによる都市計画マスタープランの部分変更を実施



## 4. 構想の対象区域

本構想は、都市計画マスタープランの下に位置付けられるため、本構想の対象区域は、都市計画マスタープランの対象区域を基本とします。

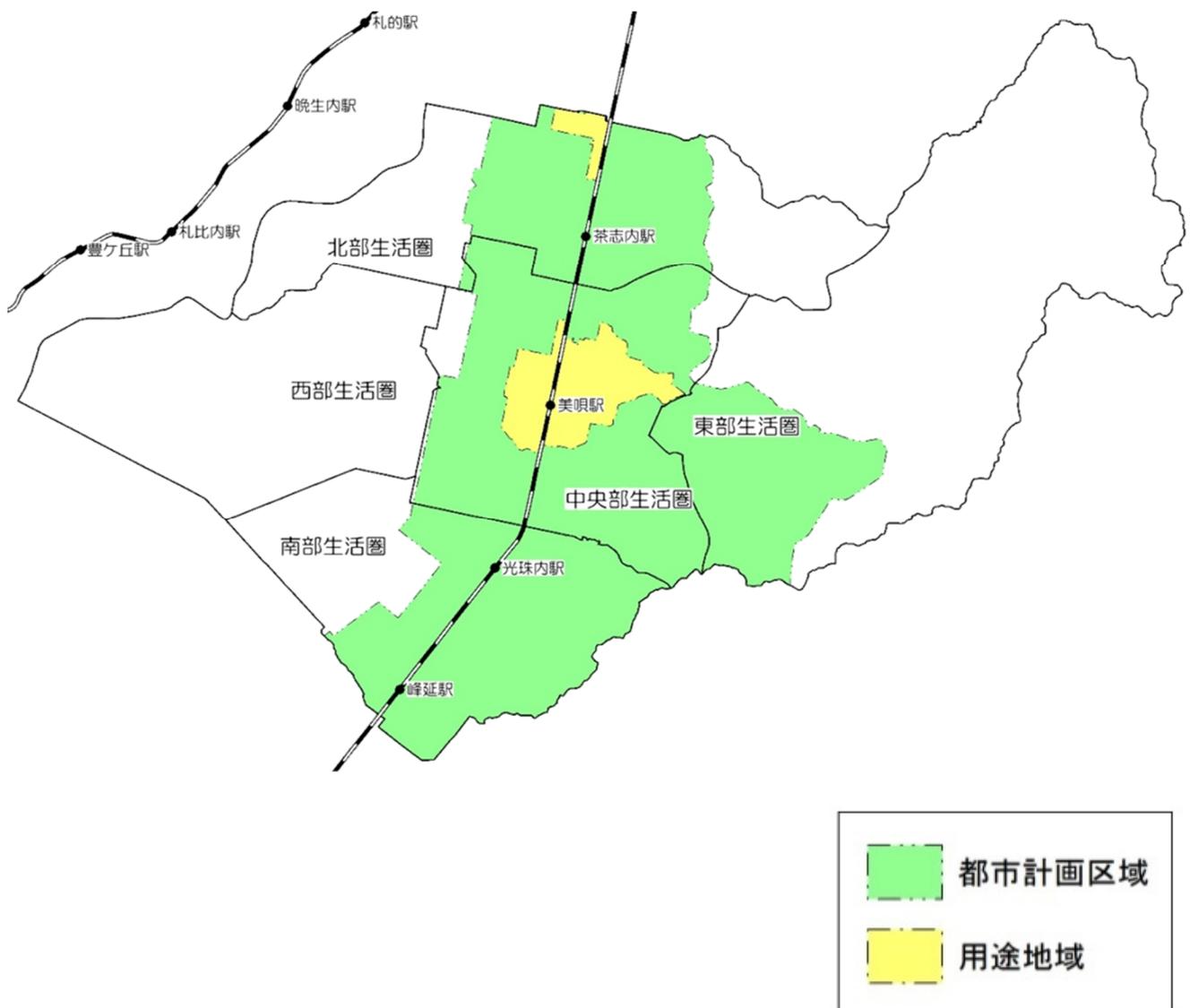
### 現行美唄市都市計画マスタープラン

美唄市都市計画マスタープランの計画対象区域は、美唄奈井江都市計画区域における本市分(約11,292ha)を基本とし、都市計画区域※に隣接して都市計画的な施策を計画する必要がある場合や、対象区域外であっても本市のまちづくりに重要な地域・地区については、計画対象区域とします。

### 美唄市コンパクトシティ構想

本構想の計画対象区域は、美唄奈井江都市計画区域における本市分(約11,292ha)を基本とします。

図 4-1 都市計画区域と用途地域区域





## 5. 現状と課題

### I. 美唄市現況について

#### I-i. 人口と世帯数

本市の人口は、平成 7 年の国勢調査で 33,434 人となっていました。減少傾向が続き、平成 27 年には 23,035 人となっています。（平成 7 年比▲10,399 人、▲31.1%）

世帯数は、平成 7 年の 12,771 世帯から減少が続き、平成 27 年には、10,173 世帯となっています（平成 7 年比▲2,598 人、▲20.3%）。

北海道と比較すると、本市は人口・世帯ともに減少が進んでいます。

3 区分別の人口を見ると、年少人口・生産年齢人口が減少し、老年人口が高くなっています。

老年人口の割合は、平成 7 年の 20.9%から 20 年間で 38.4%に（+17.5%）増加しています。

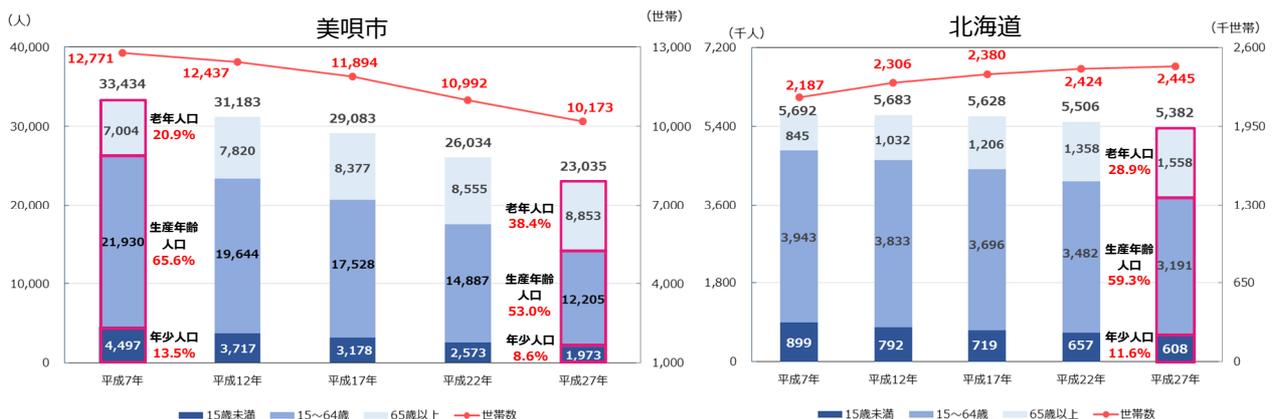
北海道全体より高齢化の割合が高くなっています。（北海道の老年人口は 28.9%）

表 5-1 年齢 3 区分別人口と世帯数（単位：人、世帯）

	年度	年少人口 (15 歳未満)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	総数	世帯数
美唄市	平成 7 年	4,497	21,930	7,004	33,434	12,771
	平成 12 年	3,717	19,644	7,820	31,183	12,437
	平成 17 年	3,178	17,528	8,377	29,083	11,894
	平成 22 年	2,573	14,887	8,555	26,034	10,992
	平成 27 年	1,973	12,205	8,853	23,035	10,173
北海道	平成 7 年	898,673	3,942,868	844,927	5,692,321	2,187,000
	平成 12 年	792,352	3,832,902	1,031,552	5,683,062	2,306,419
	平成 17 年	719,057	3,696,064	1,205,692	5,627,737	2,380,251
	平成 22 年	657,312	3,482,169	1,358,068	5,506,419	2,424,317
	平成 27 年	608,296	3,190,804	1,558,387	5,381,733	2,444,810

資料：各年国勢調査

図 5-1 美唄市と北海道の年齢 3 区分別人口と世帯数の推移



**【課題】** 人口・世帯数の減少と高齢化の進行が続いています。



## I - ii. 移転後の住所地別転出者数

平成 27 年住民基本台帳人口移動報告によると、本市人口 23,048 人の 3.3%にあたる 760 人が転出しています。

転出者の年齢を見ると、20～39 歳が最も多く 389 人転出しており、転出者全体の 51%の割合を占めています。

転出先としては、札幌市と岩見沢市が多く、札幌市は 229 人（全体の 30.1%）、岩見沢市は 135 人（全体の 17.8%）となっています。

表 5-2 移転後の住所別転出者数（単位：人）

移転先 年齢	総 数	札 幌 市	岩 見 沢 市	旭 川 市	江 別 市	三 笠 市	千 歳 市	滝 川 市	恵 庭 市	砂 川 市	北 広 島 市	道 内 他 市 町 村	北 海 道 外
総数	760	229	135	37	27	20	17	15	13	12	10	139	106
不詳	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
60 歳以上	111	37	21	10	6	3	0	0	0	0	3	21	10
50～59 歳	55	17	9	4	2	1	1	2	2	0	2	10	5
40～49 歳	81	16	26	6	0	0	5	2	3	4	0	9	10
30～39 歳	133	41	20	5	9	3	3	1	2	1	3	30	15
20～29 歳	256	85	35	9	7	10	4	7	3	4	1	42	49
10～19 歳	70	18	12	1	1	2	3	3	2	1	1	13	13
0～9 歳	50	15	12	2	2	1	1	0	1	2	0	10	4

資料：平成 27 年住民基本台帳人口移動報告

【課題】若い世代での転出が目立つ傾向にあります。



### I - iii. 居住地、または従業地・通学地による人口

平成 22 年の国勢調査では、市内に居住し、市内で従業・通学している人が 11,224 人（自宅で従業 2,086 人+自宅外の自市町村で従業・通学 9,138 人）で、夜間人口の 43.1%に該当します。

道内他市町村から本市内に従業・通学している人は、2,322 人です。

昼間人口は 25,829 人、夜間人口は 26,034 人で、ほぼ同数となっています。

表 5-3 居住地、または従業地・通学地による人口（単位：人）

年度	居住地による人口						従業地・通学地による人口		
	(総数) 夜間人口	従業も通学 もしていない	自宅で 従業	自宅外の 自市町村で 従業・通学	道内 他市町村で 従業・通学	他県で 従業・通学	(総数) 昼間人口	道内他市 町村に常住	他県に 常住
平成 2 年	35,165	12,943	4,368	15,542	2,272	20	35,344	2,466	5
平成 7 年	33,434	12,385	3,492	14,974	2,566	11	33,472	2,605	10
平成 12 年	31,181	12,620	2,996	12,931	2,513	14	31,153	2,485	14
平成 17 年	29,083	12,597	2,464	11,167	2,692	21	28,692	2,312	10
平成 22 年	26,034	11,902	<b>2,086</b>	<b>9,138</b>	2,523	13	25,829	2,322	9

資料：各年国勢調査

図 5-2 昼夜間人口比率

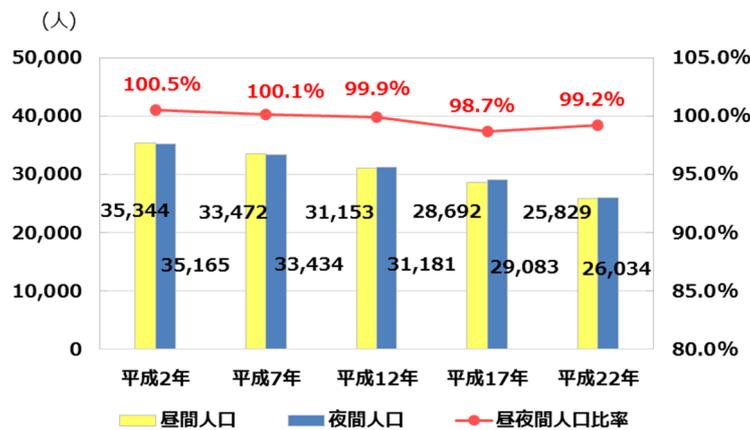
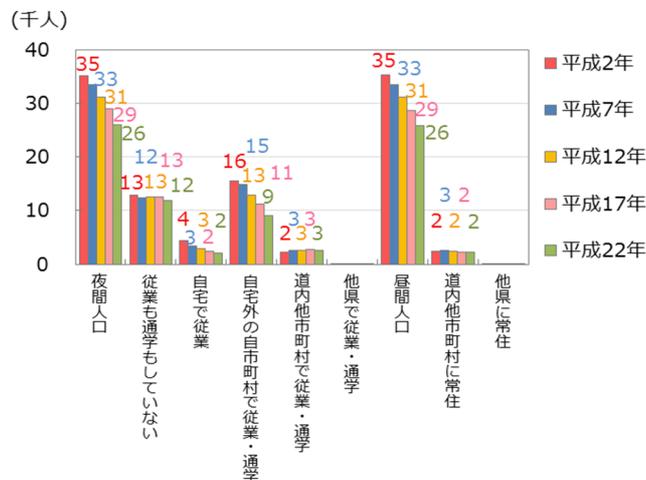


図 5-3 居住地、または従業地・通学地による人口



【課題】 本市内に勤めながら、または市内の学校に在籍しながら市外からの通勤・通学者数が目立つ傾向にあります。



## I - iv. 産業別民間事業所数及び従業員数

市内の全事業所数を見ると、平成 11 年では 1,313 箇所ありましたが、平成 26 年には 1,079 箇所となっており、234 箇所（17.8%）減少しています。

全従業者数は、平成 11 年の 10,541 人から平成 26 年の 8,985 人となり、1,556 人（14.8%）減少しています。

事業所数・従業者数の内訳を見ると、卸売・小売業・飲食店の減少が大きく、平成 11 年の 541 箇所 2,533 人から、平成 26 年の 216 箇所 1,287 人となっており、事業所数で 325 箇所（60.1%）、従業者数で 1,246 人（49.2%）減少しています。

表 5-4 産業別民営事業所数及び従業員数（単位：人）

区分	平成 11 年				平成 16 年			
	事業所数 (箇所)	割合	従業者数 (人)	割合	事業所数 (箇所)	割合	従業者数 (人)	割合
農林漁業	4	0.3%	27	0.3%	3	0.3%	24	0.3%
<b>【一次産業合計】</b>	4	0.3%	27	0.3%	3	0.3%	24	0.3%
鉱業	3	0.2%	28	0.3%	3	0.3%	23	0.3%
建設業	152	11.6%	2,029	19.2%	126	11.0%	1,407	15.5%
製造業	97	7.4%	1,621	15.4%	80	7.0%	1,236	13.6%
<b>【二次産業合計】</b>	252	19.2%	3,678	34.9%	209	18.3%	2,666	29.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1%	15	0.1%	2	0.2%	42	0.5%
運輸・通信業	34	2.6%	568	5.4%	25	2.2%	508	5.6%
卸売・小売業、飲食店	541	41.2%	2,533	24.0%	286	25.1%	1,742	19.2%
金融・保険業	24	1.8%	255	2.4%	21	1.8%	156	1.7%
不動産業	79	6.0%	176	1.7%	80	7.0%	153	1.7%
サービス業(他に分類されないもの)	378	28.8%	3,289	31.2%	515	45.1%	3,767	41.6%
<b>【三次産業合計】</b>	1,057	80.5%	6,836	64.9%	929	81.4%	6,368	70.3%
合計	1,313	100.0%	10,541	100.0%	1,141	100.0%	9,058	100.0%
区分	平成 21 年				平成 26 年			
	事業所数 (箇所)	割合	従業者数 (人)	割合	事業所数 (箇所)	割合	従業者数 (人)	割合
農林漁業	34	2.9%	325	3.3%	35	3.2%	245	2.7%
<b>【一次産業合計】</b>	34	2.9%	325	3.3%	35	3.2%	245	2.7%
鉱業	4	0.3%	32	0.3%	5	0.5%	53	0.6%
建設業	132	11.2%	1,136	11.7%	118	10.9%	1,105	12.3%
製造業	74	6.3%	1,062	10.9%	63	5.8%	935	10.4%
<b>【二次産業合計】</b>	210	17.9%	2,230	22.9%	186	17.2%	2,093	23.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.4%	59	0.6%	6	0.6%	46	0.5%
運輸・通信業	40	3.4%	660	6.8%	37	3.4%	682	7.6%
卸売・小売業、飲食店	238	20.2%	1,475	15.2%	216	20.0%	1,287	14.3%
金融・保険業	20	1.7%	148	1.5%	18	1.7%	142	1.6%
不動産業	88	7.5%	183	1.9%	77	7.1%	156	1.7%
サービス業(他に分類されないもの)	541	46.0%	4,642	47.7%	504	46.7%	4,334	48.2%
<b>【三次産業合計】</b>	932	79.3%	7,167	73.7%	858	79.5%	6,647	74.0%
合計	1,176	100.0%	9,722	100.0%	1,079	100.0%	8,985	100.0%

資料：平成 11、16 年 事業所・企業統計調査、平成 21、26 年 経済センサス 基礎調査



## I - v. 工業出荷額と商業販売額

### ①工業（製造品出荷額等の推移）

本市の製造品出荷額の推移を見ると、事業所数は、平成14年の63箇所から平成26年度の43箇所となっており、20箇所（31.7%）減少しています。

従業者数も同様に、平成14年の1,182人から平成26年の804人となっており、378人（32.0%）減少しています。

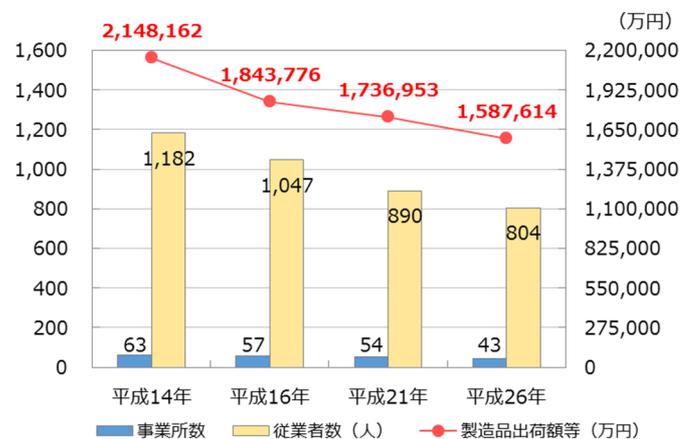
製造品出荷額については、平成14年の約215億円から平成26年は約159億円となっており、約56億円（26.0%）減少しています。

表 5-5 製造品出荷額等の推移

年次	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成14年	63	1,182	2,148,162
平成16年	57	1,047	1,843,776
平成21年	54	890	1,736,953
平成26年	43	804	1,587,614

資料：各年工業統計調査

図 5-4 製造品出荷額等の推移



### ②商業（商品販売額等の推移）

商業統計調査から本市の商店数の推移を見ると、平成14年の314箇所から平成26年の183箇所となり、131箇所（41.7%）減少しています。

従業者数は、平成14年の1,819人から平成26年の1,043人となり、776人（42.7%）減少しています。

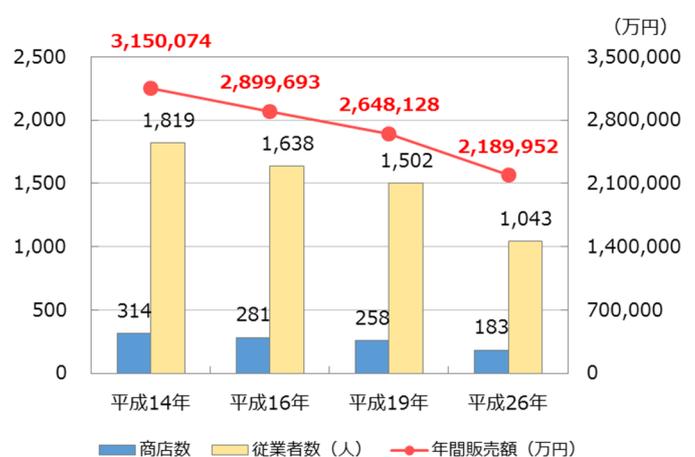
年間販売額は、平成14年の約315億円から平成26年の約219億円へと、約96億円（30.5%）減少しています。

表 5-6 商品販売額等の推移

年次	商店数	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成14年	314	1,819	3,150,074
平成16年	281	1,638	2,899,693
平成19年	258	1,502	2,648,128
平成26年	183	1,043	2,189,952

資料：各年商業統計調査

図 5-5 商品販売額等の推移





## I -vi. 財政

本市の財政状況を見ると、一般会計の歳入は、総額で平成 12 年度の約 223 億円から平成 26 年度の約 174 億円となっており、平成 12 年度歳入額の 22.0%にあたる約 49 億円減少しています。

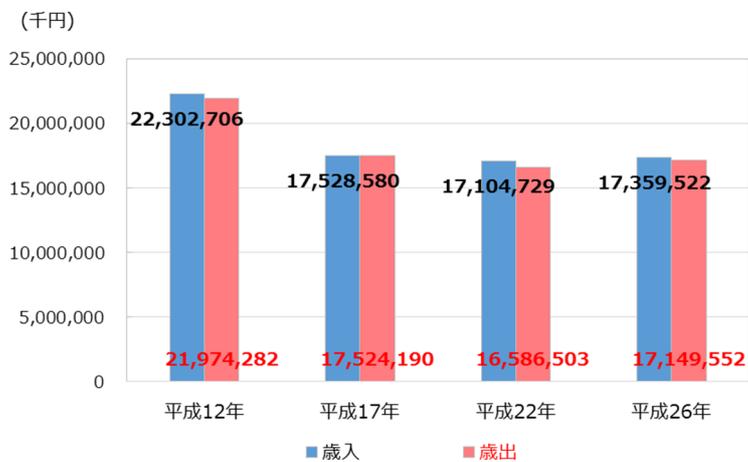
一方、歳出は、歳入総額の推移と同じ動きとなっており、平成 12 年度の約 220 億円から平成 26 年度の約 171 億円となっており、平成 12 年度歳出額の 22.3%にあたる約 49 億円減少しています。

表 5-7 一般会計の歳入・歳出の推移（単位：千円）

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 26 年度
歳入	22,302,706	17,528,580	17,104,729	17,359,522
歳出	21,974,282	17,524,190	16,586,503	17,149,552

資料：美唄市財政状況資料集

図 5-6 一般会計の歳入・歳出の推移



**【課題】** 本市の財政状況について、歳出及び歳入共に減少傾向にあります。





I -viii. 公営住宅の分布状況

本市の公営住宅は、市営住宅が139棟（1,040戸）、道営住宅が6棟（209戸）の計145棟（1,249戸）となっています。

市営住宅のうち、改良住宅が10棟（182戸）、特定公共賃貸住宅が1棟（12戸）となっています。

公営住宅の立地状況を見ると、141棟（1,225戸）が、中央部生活圏に立地しており、全体の97.2%を占めています。

公営住宅の建設年度を見ると、南美唄団地・いなほ団地・進徳東団地が古く、南美唄団地では約50年、いなほ団地では約40年、進徳東団地では約35年経過しています。

**【課題】** 公営住宅については、建物の老朽化が進行している団地があります。

表 5-8 市営住宅等一覧

住宅区分	地区区分	団地名	建設年度	管理棟数	管理戸数
市営住宅	中央部生活圏	進徳団地	H13~H16	4	32
		南美唄団地	S40,S42,S43,S45	11	44
		ゆたかニュータウン	H7~H12	9	277
		いなほ団地	S48~S50	37	148
		進徳東団地	S53~S56	30	110
		東光団地	S60~H2	17	88
		有明団地	H3,H4,H6	3	56
		東雲団地	H6~H8	4	18
		美の里団地	S60~S63	4	32
		東明恵愛団地	H2~H4	5	17
	南部生活圏	峰延東陽光団地	H4~H5	4	24
市営住宅合計			S40~H16	128	846
改良住宅	中央部生活圏	共練団地	S57~S59	8	64
		有為団地	H15~H18	2	118
改良住宅 小計			S57~H18	10	182
特公賃	中央部生活圏	ゆたかニュータウン	H12	1	12
特公賃 小計			H12	1	12
市営住宅等 合計			S40~H18	139	1,040

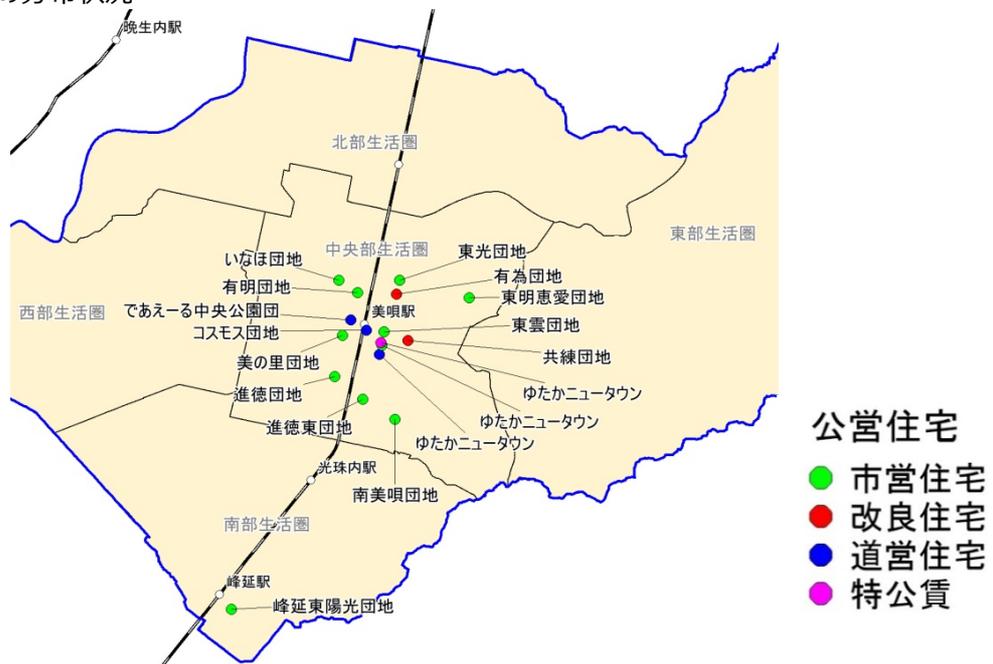
表 5-9 道営住宅一覧

道営住宅	中央部生活圏	ゆたかニュータウン	H6~H8	3	141
		コスモス団地	H16	1	29
		であえる中央公園団地	H21~H22	2	39
道営住宅 合計			H6~H22	6	209

表 5-10 公営住宅数

中央部生活圏 小計	S40~H18	141	1,225
南部生活圏 小計	H4~H5	4	24
美咲市 合計	S40~H22	145	1,249

図 5-8 公営住宅の分布状況



資料：美咲市 公営住宅等長寿命化計画をもとに作図



## Ⅱ. 生活圏別特性について

### Ⅱ-ⅰ. 生活圏別人口と世帯数

本市の生活圏別人口を見ると、平成 22 年で 26,034 人の 82.0%にあたる 21,336 人が、中央部生活圏に住んでいます。

東部生活圏は、平成 22 年の年少人口が 8 人となっており、15 歳未満の若い世代が著しく少なくなっています。老年人口の割合が高く、65 歳以上の人口割合を表す高齢化率が 55.0%となっています。

全市に占める人口割合は、中央部生活圏のみ増加しています。

表 5-11 生活圏別 3 区分別人口と世帯数（単位：人、世帯）

地域	年度	年少人口 (15 歳未満)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	人口総数	世帯数
中央部 生活圏	平成 7 年	3,632	17,484	5,164	26,281	10,508
	平成 12 年	3,073	15,862	5,875	24,810	10,351
	平成 17 年	2,711	14,373	6,445	23,529	10,006
	平成 22 年	2,227	12,428	6,662	21,336	9,397
東部 生活圏	平成 7 年	49	315	238	604	280
	平成 12 年	19	222	209	450	216
	平成 17 年	14	156	177	347	170
	平成 22 年	8	118	154	280	136
西部 生活圏	平成 7 年	268	1,021	354	1,643	396
	平成 12 年	198	877	371	1,446	379
	平成 17 年	150	753	358	1,261	347
	平成 22 年	96	627	346	1,069	310
南部 生活圏	平成 7 年	329	1,870	734	2,933	1,026
	平成 12 年	274	1,622	813	2,709	970
	平成 17 年	192	1,352	834	2,378	882
	平成 22 年	146	1,081	835	2,062	727
北部 生活圏	平成 7 年	219	1,240	514	1,973	561
	平成 12 年	153	1,061	552	1,768	521
	平成 17 年	111	894	563	1,568	489
	平成 22 年	96	633	558	1,287	422
合計	平成 7 年	4,497	21,930	7,004	33,434	12,771
	平成 12 年	3,717	19,644	7,820	31,183	12,437
	平成 17 年	3,178	17,528	8,377	29,083	11,894
	平成 22 年	2,573	14,887	8,555	26,034	10,992

資料：各年国勢調査

中央部生活圏・・・条丁目区域、癸巳町、沼の内町、一心町、共練町、東明町、進徳町、南美唄町

東部生活圏・・・落合町、盤の沢町、我路町、東美唄町

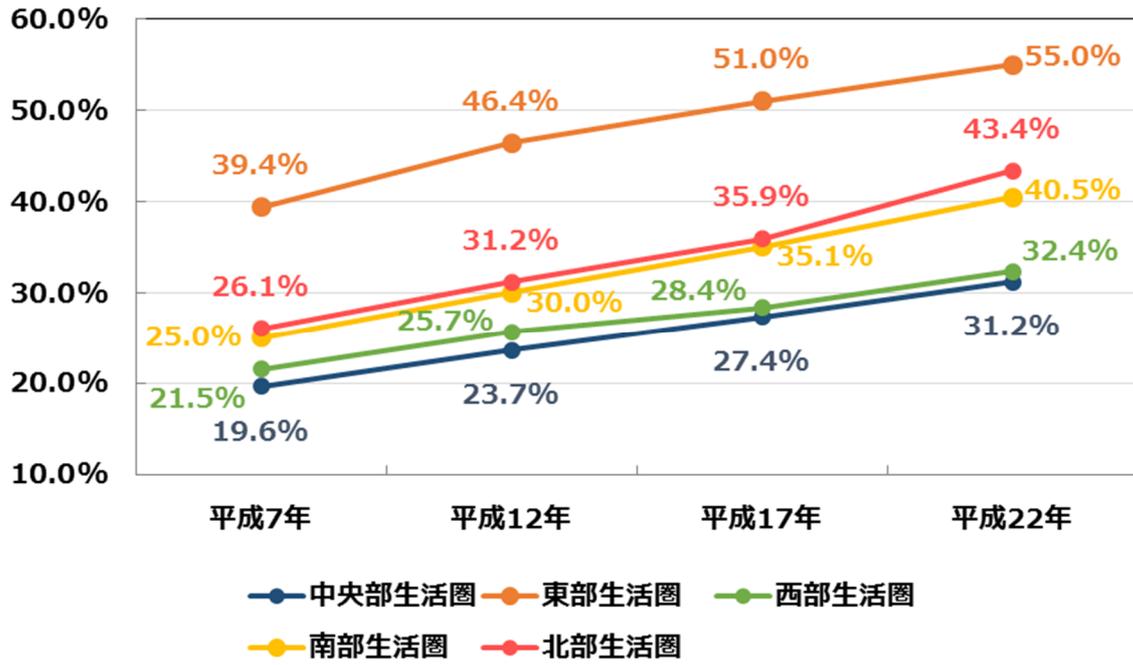
西部生活圏・・・開発町、上美唄町、西美唄町

南部生活圏・・・峰延町、光珠内町、豊葦町

北部生活圏・・・北美唄町、茶志内町、日東町、中村町



図 5-9 生活圏別の高齢化率の推移



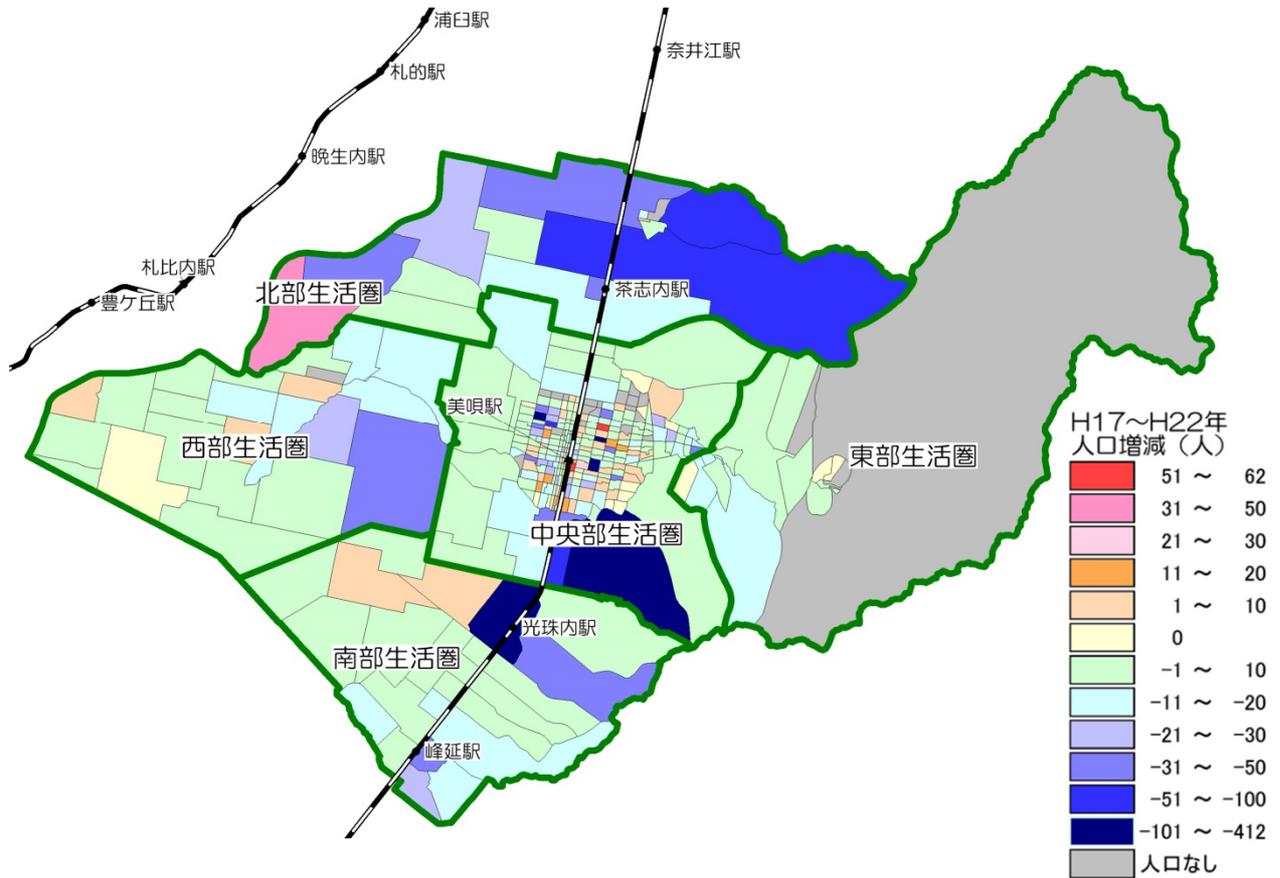
資料：各年国勢調査



## II - ii . 地区別の人口増減

本市の人口は、全体では減少していますが、地域により人口増減は異なります。  
 北部生活圏の中村町南は人口が増加しています。（+53 人）  
 中央部生活圏の南美唄町は、人口減少が大きくなっています。（▲412 人）  
 南部生活圏の光珠内町北では、人口の減少が大きくなっています。（▲106 人）

図 5-10 地区別の人口の増減



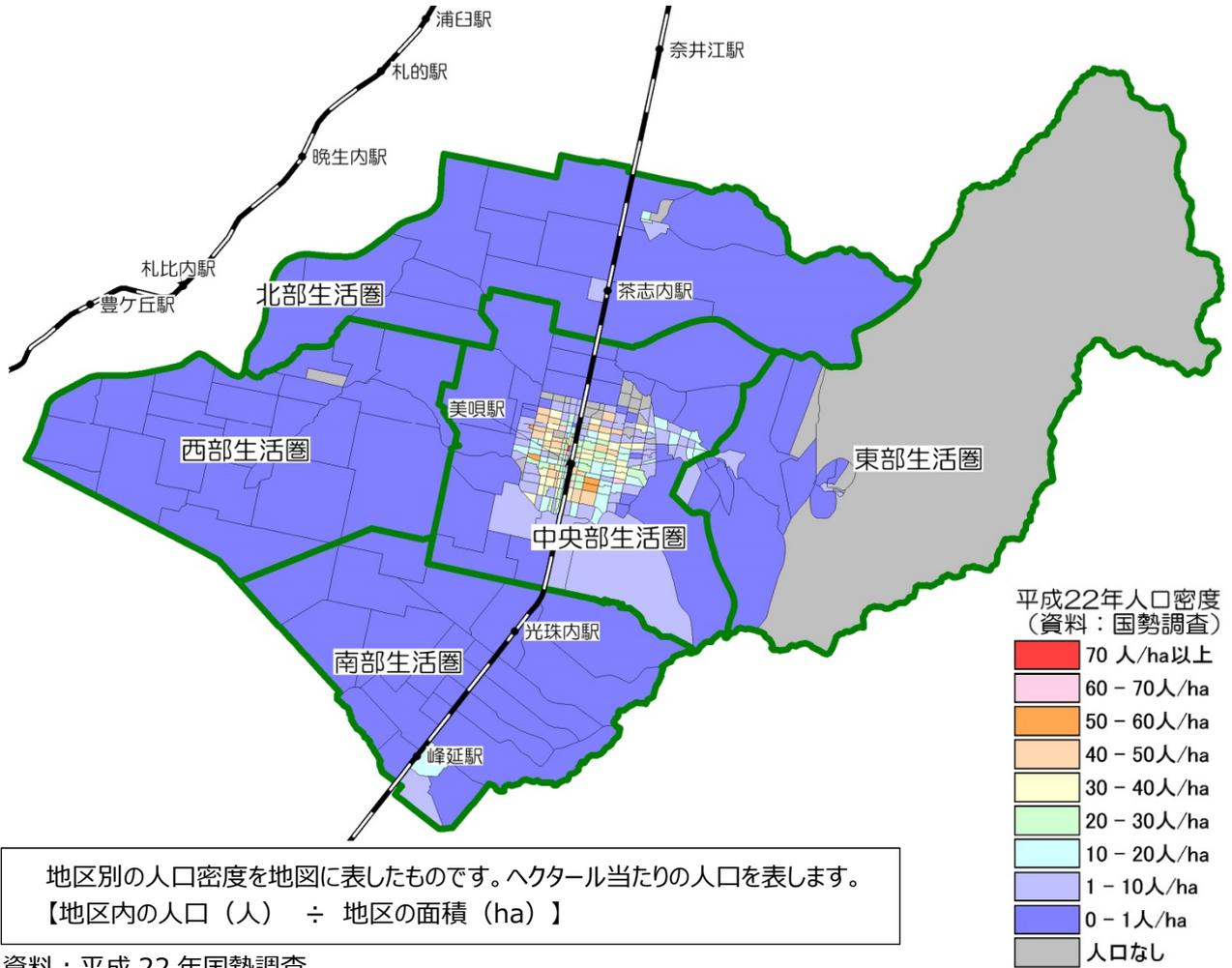
資料：平成 17、22 年国勢調査



### II-iii. 地区別の人口密度

人口密度が 30 人/ha の地区及び条丁目区域は、中央部生活圏にしかありません。  
中央部生活圏以外の生活圏では、人口密度がほとんどの地域で 1 人/ha 未満となっています。

図 5-11 地区別の人口密度





## II-iv. 生活圏別産業別事業所数

公務を含む全事業所は、本市内に 1,097 箇所あり、そのうちの 85.9%にあたる 942 箇所の事業所は中央部生活圏に集中しています。

東部生活圏の事業所数 15 箇所、西部生活圏には 27 箇所、南部生活圏には、75 箇所、北部生活圏に 38 箇所の事業所があります。

農林・漁業の事業所は、西部生活圏に 19 箇所（54.3%）あります。

鉱業・採石業・砂利採取業の事業所は、東部生活圏に 3 箇所あります。

宿泊業・飲食サービス業は、本市内に 141 箇所あり、61.0%にあたる 86 箇所は、条丁目西南部に集中しています。

表 5-12 生活圏別産業別事業所数（単位：箇所）

区分	農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	学術研究・専門・技術サービス業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	合計
中央部生活圏	9	0	2	105	50	5	2	23	196	17	73	12	135	97	36	75	8	84	14	942
条丁目西北部	1	0	0	12	3	0	0	1	20	1	11	2	4	15	4	7	0	8	1	90
条丁目西南部	2	0	0	13	1	4	2	3	49	7	18	7	86	25	12	19	1	20	7	276
条丁目東北部	0	0	0	35	25	0	0	8	44	3	21	1	12	17	9	14	3	17	2	211
条丁目東南部	3	0	0	20	7	1	0	3	44	5	19	2	22	22	7	28	2	11	0	196
条丁目区域以外	3	0	2	25	14	0	0	8	38	1	4	0	11	18	4	7	2	28	4	169
東部生活圏	0	0	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	1	15
南部生活圏	6	0	0	5	3	0	0	7	17	1	2	3	5	6	3	6	3	6	2	75
西部生活圏	19	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	27
北部生活圏	1	0	0	6	6	0	1	4	2	0	2	0	1	3	2	1	2	6	1	38
合計	35	0	5	118	63	6	3	34	216	18	77	15	141	108	42	82	15	101	19	1,097
公務を除く合計 ⇒																			1,079	

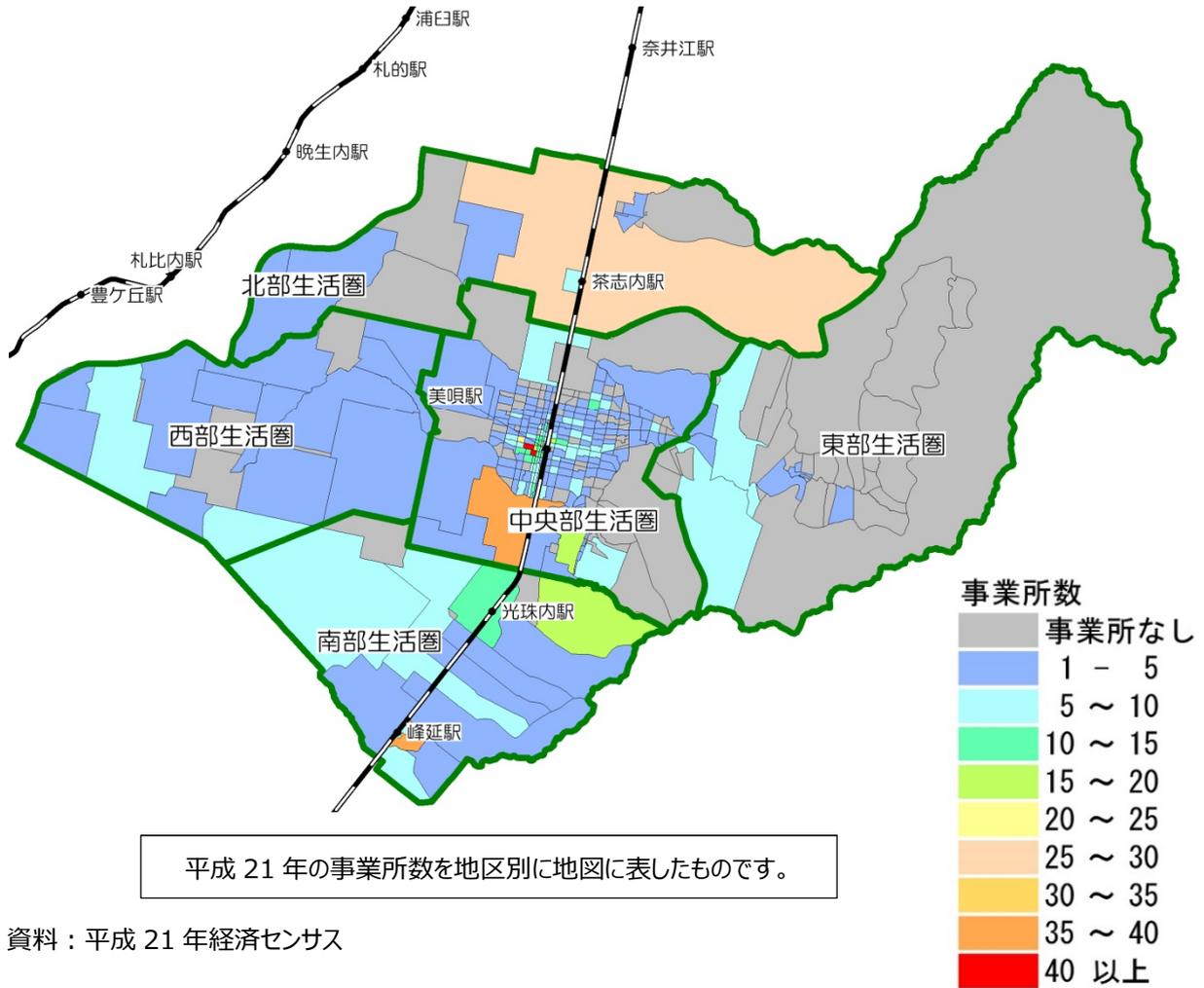
資料：平成 26 年経済センサス基礎調査



## II - v . 地区別の事業所の分布

中央部生活圏では、西二条南 2 丁目に事業所が 55 箇所、西一条南 3 丁目に 45 箇所となっています。  
 南部生活圏の峰延駅前周辺の事業所数（峰延町本町）は、36 箇所となっています。  
 北部生活圏の茶志内町は 27 箇所の事業所があります。  
 北部生活圏の茶志内駅前の事業所（茶志内本町）は、6 箇所となっています。

図 5-12 事業所の分布（地区別）





## II-vi. 中央部生活圏の特性

### ① 条丁目区域の特性

平成 22 年国勢調査によると、条丁目区域の人口は、16,937 人、高齢化率 29.2%となっています。

本市の人口の約 7 割が、条丁目区域に居住しています。

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、公務を含む事業所は 773 箇所（本市全体の 70.5%）があり、従業者数は 6,410 人（本市全体の 66.4%）となっています。

通勤、通学等交通利便性が高い区域となっています。

### ② 条丁目区域以外（癸巳町、沼の内町、一心町、共練町、東明町、進徳町、南美唄町）の特性

平成 22 年国勢調査によると、条丁目区域以外の人口は、4,399 人、高齢化率 39.2%となっています。

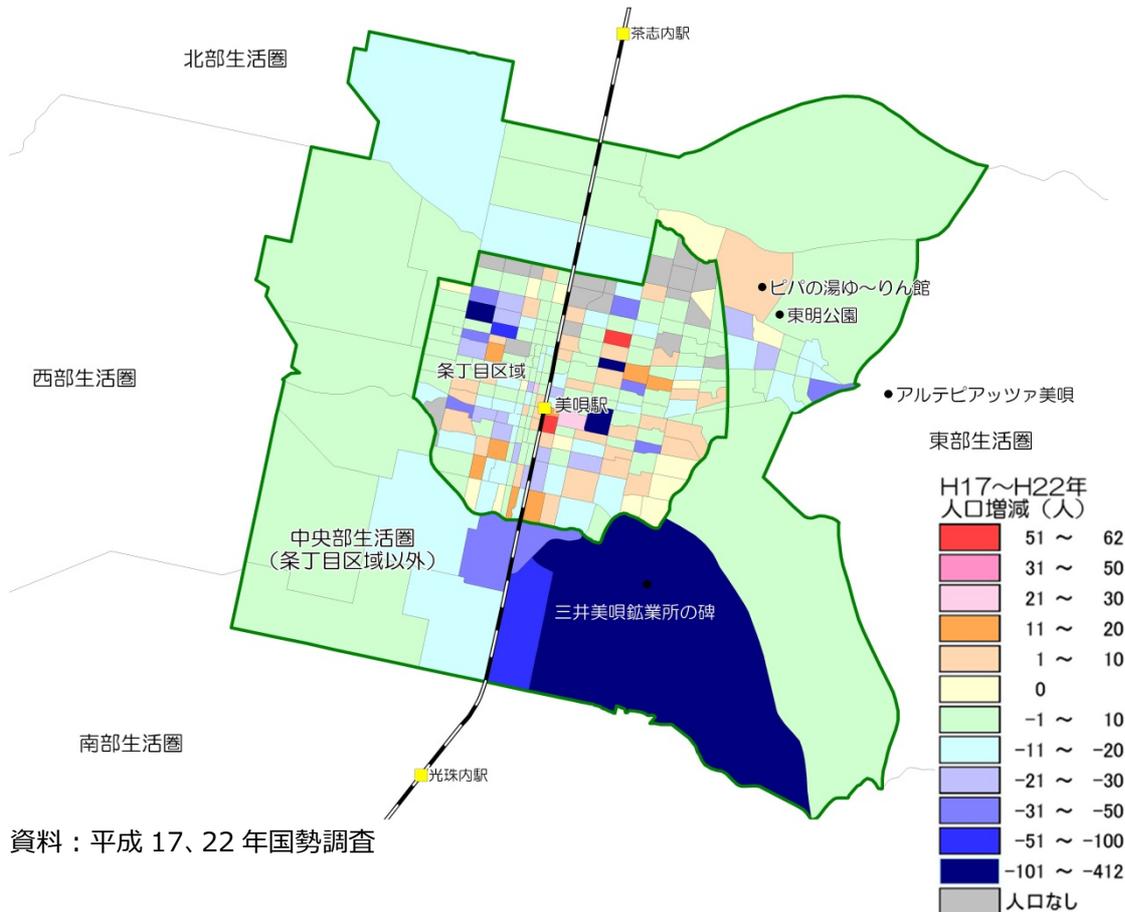
人口が比較的集中しています。

南美唄町では、人口が大幅に減少しています。（▲412 人）

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、公務を含む事業所は 169 箇所（本市全体の 15.4%）があり、従業者数は 1,615 人（本市全体の 16.7%）となっています。

区域内には、「ピパの湯ゆ〜りん館」、「東明公園」があり、緑のネットワークの拠点・交流の拠点となっています。

図 5-13 中央部生活圏



資料：平成 17、22 年国勢調査



図 5-14 中央部生活圏の人口・世帯の推移



資料：平成 17、22 年国勢調査

## II-vii. 条丁目区域の特性

### ①条丁目西北部の特性

平成 22 年国勢調査によると、条丁目西北部の人口は 3,491 人（本市全体の 13.4%）、高齢化率 32.8%となっています。

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、公務を含む事業所は 90 箇所（本市全体の 8.2%）あり、従業者数は、685 人（本市全体の 7.1%）となっています。

西四条北 6 丁目では、**人口が大きく減少**しています。（平成 17 年比▲134 人）

### ②条丁目西南部の特性

平成 22 年国勢調査によると、条丁目西南部の人口は 2,838 人（本市全体の 10.9%）、高齢化率 27.3%となっています。

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、公務を含む事業所は 276 箇所（本市全体の 25.2%）あり、従業者数は 1,709 人（本市全体の 17.7%）となっています。

事業所数が、本市内で一番多い地域となっています。

### ③条丁目東北部の特性

平成 22 年国勢調査によると、条丁目東北部の人口は 4,931 人（本市全体の 18.9%）、高齢化率 27.3%となっています。

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、公務を含む事業所は 211 箇所（本市全体の 19.2%）あり、従業者数は 2,217 人（本市全体の 22.9%）となっています。

従業者数は、本市内で一番多くなっています。

東四条北 6 丁目では、人口が増加しています。（平成 17 年比+53 人）

### ④条丁目東南部の特性

平成 22 年国勢調査によると、条丁目東南部の人口は 5,677 人（本市全体の 21.8%）、高齢化率 29.3%となっています。

市内で、人口が一番多い地域となっています。

東二条南 3 丁目では、人口が増加しています。（平成 17 年比+61 人）

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、公務を含む事業所は 196 箇所（本市全体の 17.9%）あり、従業者数は 1,799 人（本市全体の 18.6%）となっています。

図 5-15 条丁目別人口の増減（H17～22）

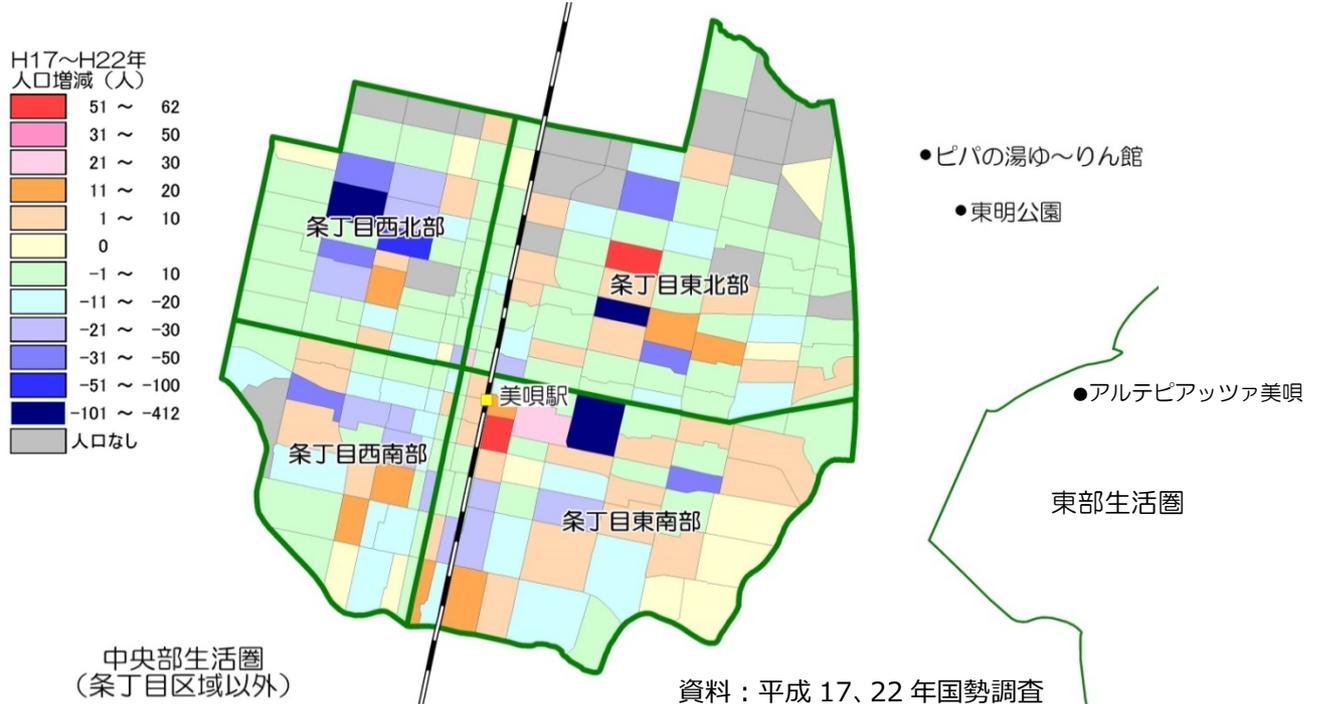




表 5-13 中央部生活圏（条丁目区域）の3区分別人口と世帯数（単位：人、世帯）

地域	年度	15歳未満	15～65歳	65歳以上	人口総数	世帯数
条丁目 西北部	平成7年	653	2,828	860	4,341	1,659
	平成12年	532	2,509	978	4,019	1,622
	平成17年	489	2,336	1,156	3,981	1,644
	平成22年	367	1,969	1,146	3,491	1,513
条丁目 西南部	平成7年	595	2,402	492	3,489	1,516
	平成12年	466	2,148	624	3,238	1,445
	平成17年	367	2,016	727	3,110	1,451
	平成22年	305	1,750	775	2,838	1,396
条丁目 東北部	平成7年	898	3,912	955	5,785	2,279
	平成12年	786	3,661	1,081	5,528	2,255
	平成17年	652	3,406	1,212	5,270	2,139
	平成22年	540	3,040	1,350	4,931	2,079
条丁目 東南部	平成7年	649	3,921	966	5,536	2,215
	平成12年	486	3,027	845	4,358	1,793
	平成17年	747	3,672	1,545	5,964	2,497
	平成22年	693	3,315	1,668	5,677	2,387
条丁目 合計	平成7年	2,795	13,063	3,273	19,151	7,669
	平成12年	2,270	11,345	3,528	17,143	7,115
	平成17年	2,255	11,430	4,640	18,325	7,731
	平成22年	1,905	10,074	4,939	16,937	7,375

資料：各年国勢調査

## II-viii. 東部生活圏（落合町、盤の沢町、我路町、東美唄町）の特性

平成 22 年国勢調査によると、東部生活圏の人口は 280 人、15 歳未満の人口は 8 人、高齢化率 55.0%と なっています。

人口が最も少ない生活圏で、高齢化・少子化が深刻化しています。

鉱業・採石業・砂利採取業の事業所は、東部生活圏に 3 箇所あります。

炭鉱メモリアル森林公園、三菱美唄記念館、アルテピアッツァ美唄があり、緑のネットワークの拠点・交流の拠点と なっています。

森林環境に恵まれています。

図 5-16 東部生活圏の人口・世帯の推移

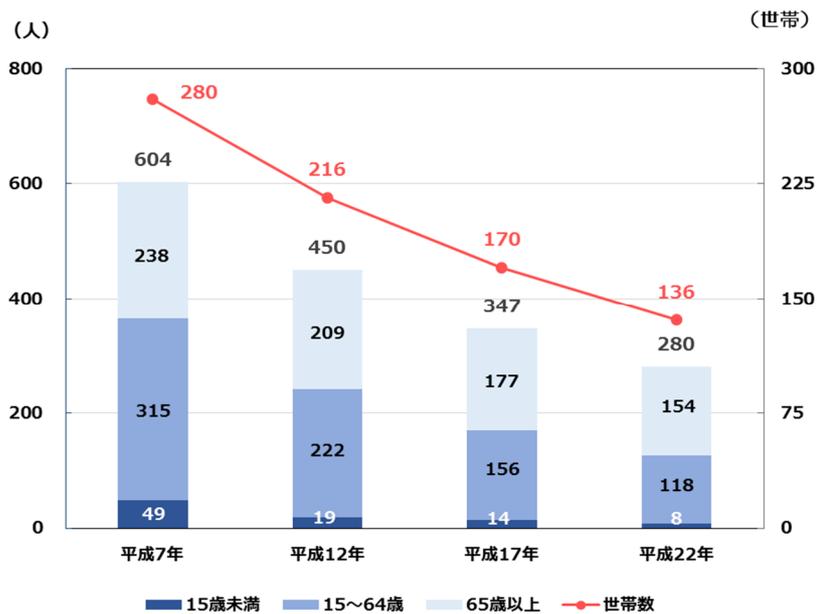
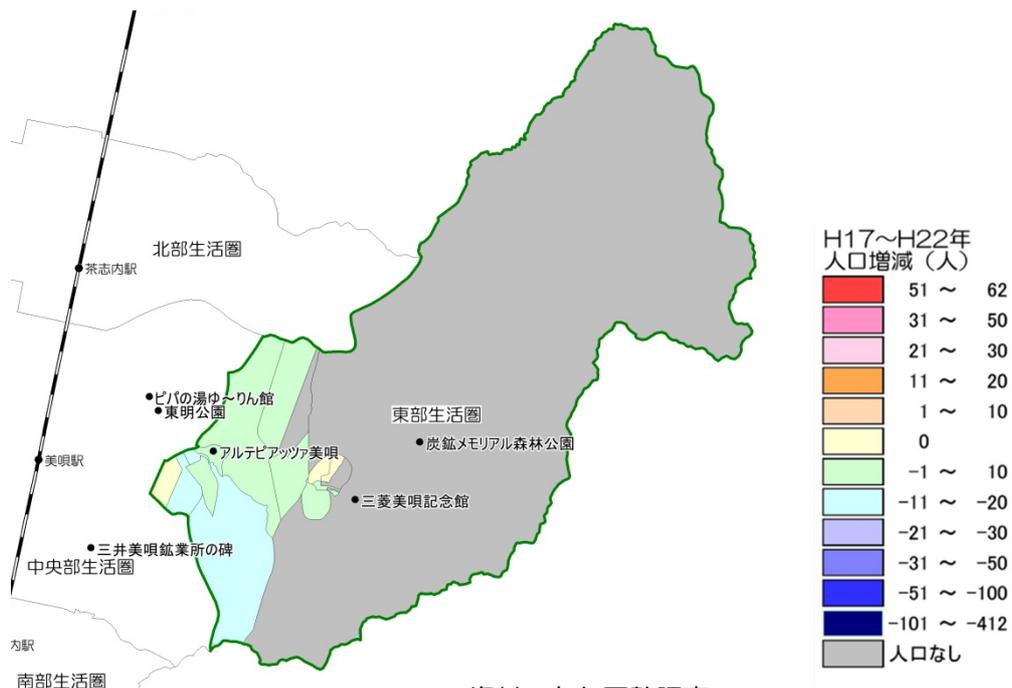


図 5-17 東部生活圏の人口増減 (H17~22)





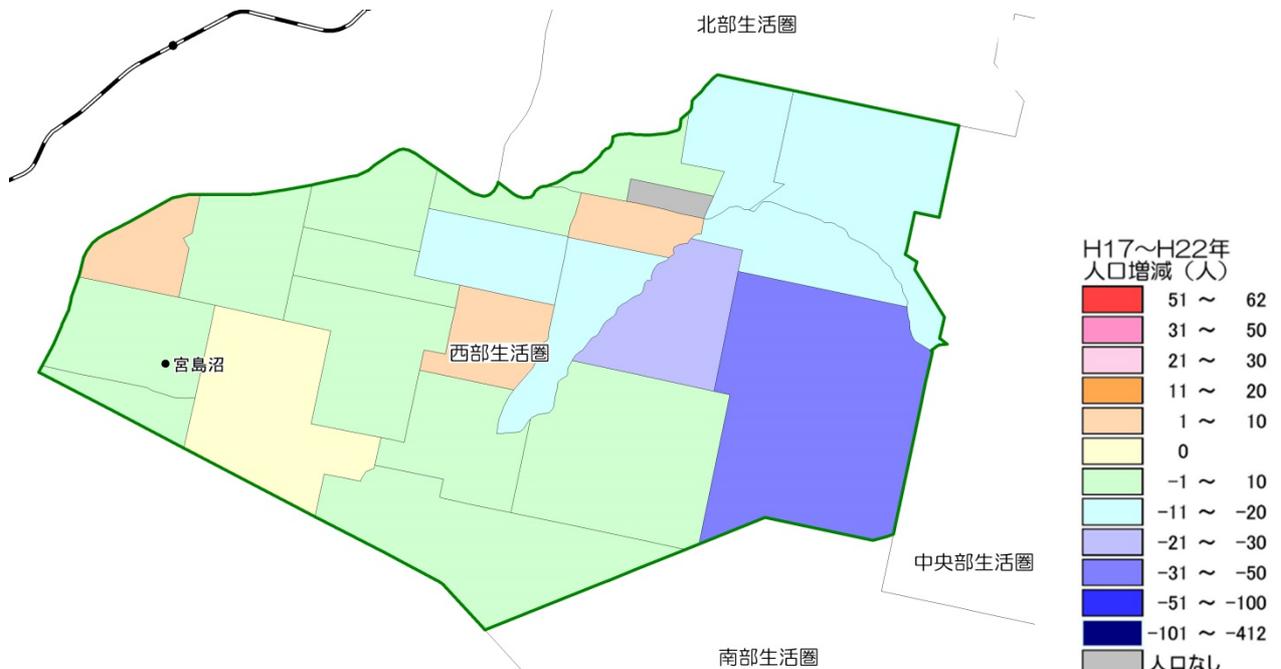
## II-ix. 西部生活圏（開発町、上美唄町、西美唄町）の特性

平成 22 年国勢調査によると、西部生活圏の人口は 1,069 人、高齢化率 32.4%となっています。農林漁業の事業所が、19 箇所（本市全体の 54.3%）あります。ラムサール条約登録湿地の宮島沼があり、緑のネットワークの拠点・交流の拠点となっています。

図 5-18 西部生活圏の人口・世帯の推移



図 5-19 西部生活圏の人口増減（H17～22）



資料：各年国勢調査

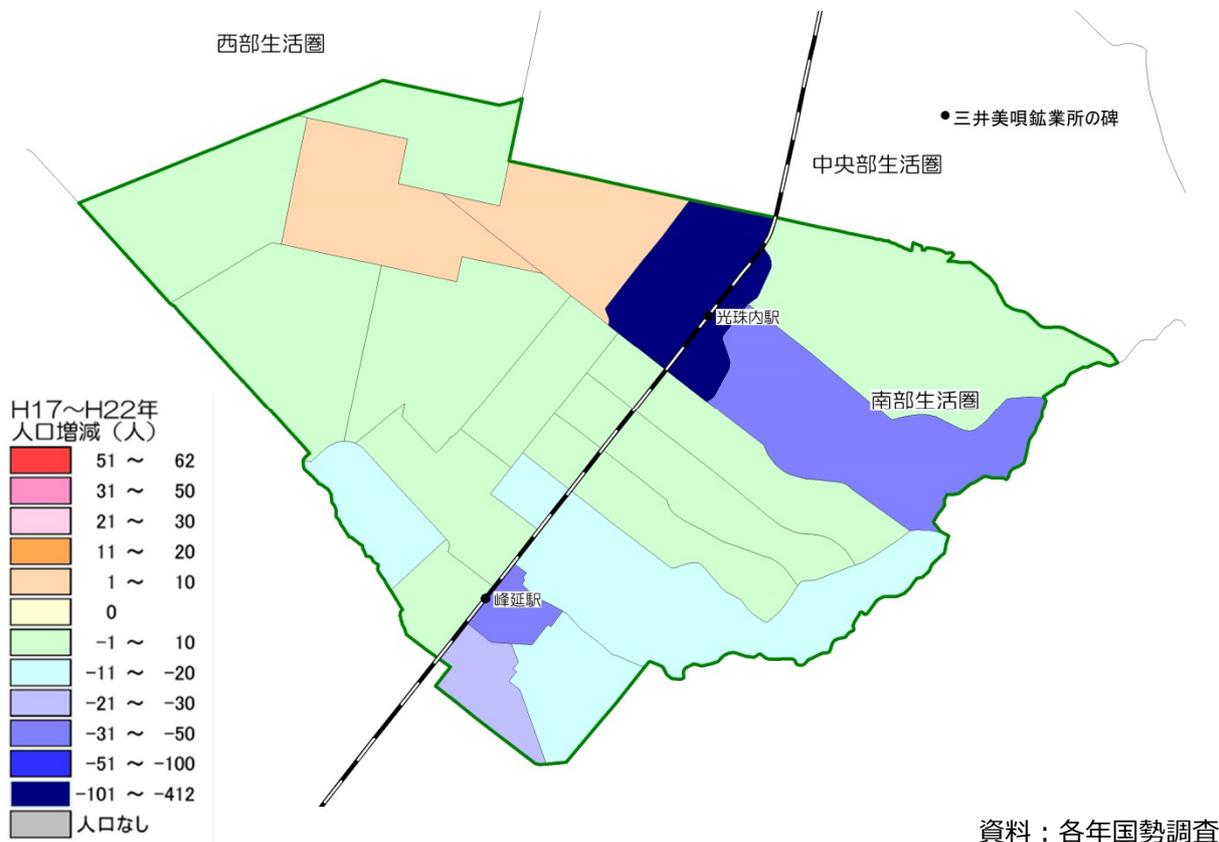
## II-x. 南部生活圏（峰延町、光珠内町、豊葦町）の特性

平成 22 年国勢調査によると、南部生活圏の人口は 2,062 人、高齢化率は 40.5%となっています。  
光珠内駅周辺部の人口減少が進行しています。専修大学北海道短期大学の閉校が、人口減少の一つの要因と考えられます。

図 5-20 南部生活圏の人口・世帯の推移



図 5-21 南部生活圏の人口増減 (H17~22)





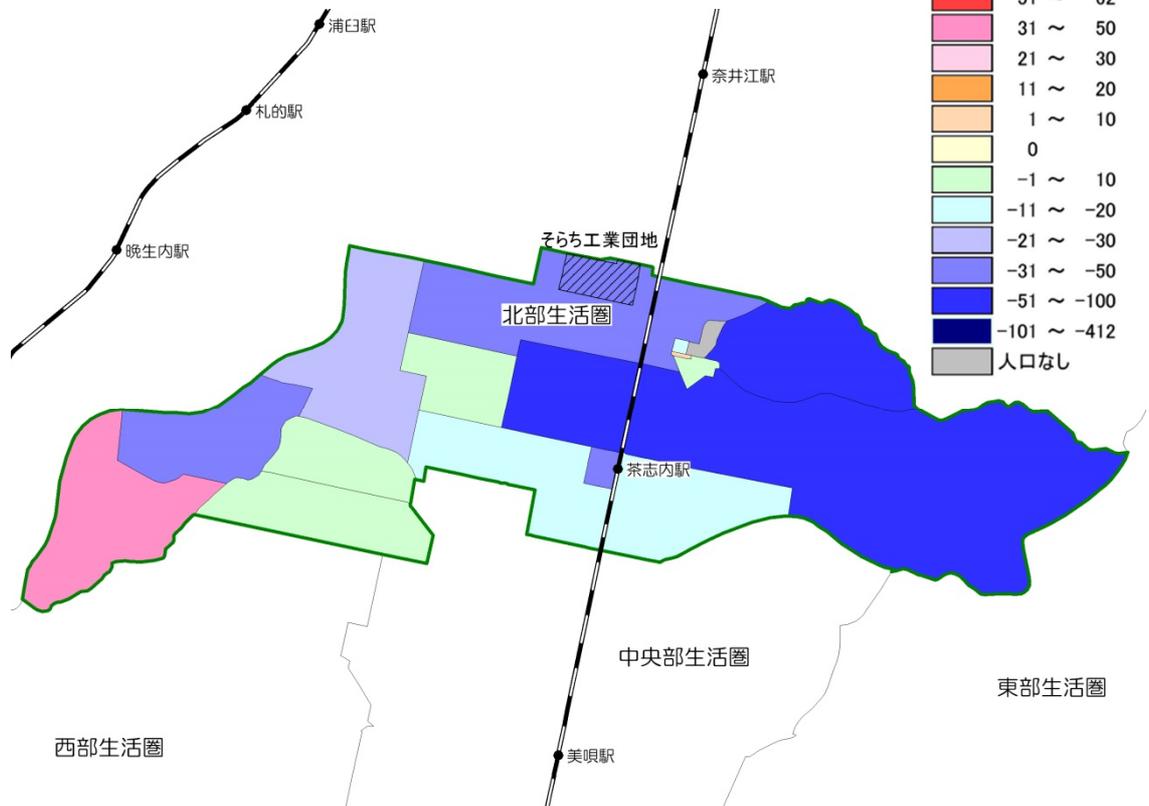
## II-xi. 北部生活圏（北美唄町、茶志内町、日東町、中村町）の特性

平成 22 年国勢調査によると、北部生活圏の人口は 1,287 人、高齢化率は 43.4%となっています。高齢化率が高くなっています。そらち工業団地があります。

図 5-22 北部生活圏の人口・世帯の推移



図 5-23 北部生活圏の人口増減 (H17~H22)



資料：各年国勢調査



### Ⅲ. 都市計画区域について

#### Ⅲ- i. 都市計画区域と用途地域※

本市の行政区域の面積は、27,769ha です。

都市計画区域は、11,292ha あり、行政区域の 40.7% になります。

用途地域は、987.0ha で、行政区域の 3.6%（都市計画区域の 8.7%）の割合を占めます。

用途地域は、昭和 32 年に約 405.5ha を決定して以来、時代の情勢と市街地の拡大に合わせ拡大変更、または内部の変更を繰り返してきました。

図 5-24 都市計画区域と用途地域

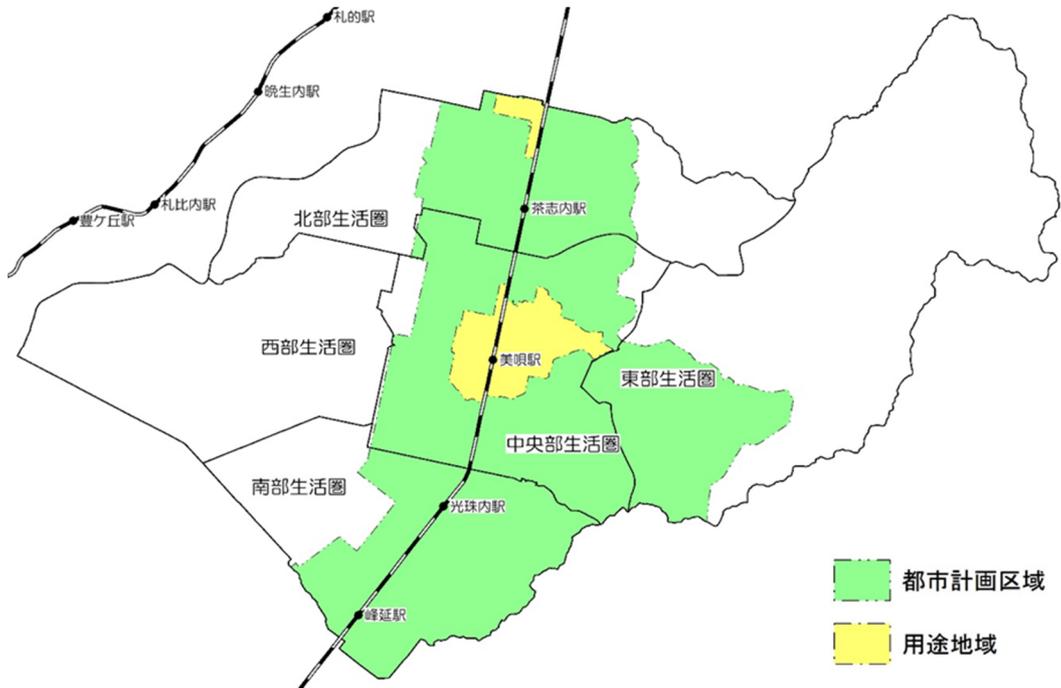


表 5-14 都市計画の概要

地域地区	面積 (ha)	割合
行政区域	27,769	-
都市計画区域	11,292	-
用途地域	987.0	100.0%
第 1 種低層住居専用地域	165.0	16.7%
第 2 種低層住居専用地域	15.0	1.5%
第 1 種中高層住居専用地域	133.0	13.5%
第 2 種中高層住居専用地域	219.0	22.2%
第 1 種住居地域	99.0	10.1%
第 2 種住居地域	2.3	0.2%
準住居地域	-	-
近隣商業地域	21.7	2.2%
商業地域	24.0	2.4%
準工業地域	166.0	16.8%
工業地域	142.0	14.4%
工業専用地域	-	-
特別工業地区	143	-
第 1 種特別工業地区	76	-
第 2 種特別工業地区	67	-
準防火地域	51	-

表 5-15 用途地域の推移

地域地区	面積 (ha)	内容
昭和 32 年 4 月 23 日	405.5	当初決定
昭和 40 年 7 月 22 日	475.5	拡大変更
昭和 44 年 5 月 7 日	641.0	拡大変更
昭和 48 年 9 月 1 日	755.0	都市計画法改正に伴う変更及び拡大変更
昭和 52 年 2 月 10 日	1,007.0	拡大変更
昭和 55 年 12 月 16 日	1,007.0	内部変更
昭和 58 年 7 月 7 日	1,129.2	拡大変更
平成 4 年 3 月 17 日	996.2	縮小変更、空知中核工業団地の一部を縮小
平成 8 年 4 月 1 日	1,018.2	都市計画法改正に伴う変更及び拡大変更
平成 11 年 3 月 10 日	1,018.7	内部変更、近隣商業地域の容積率の変更
平成 23 年 11 月 15 日	986.7	用途地域の縮小
平成 28 年 9 月 8 日	987.0	内部変更



### Ⅲ- ii . 用途地域内の土地利用

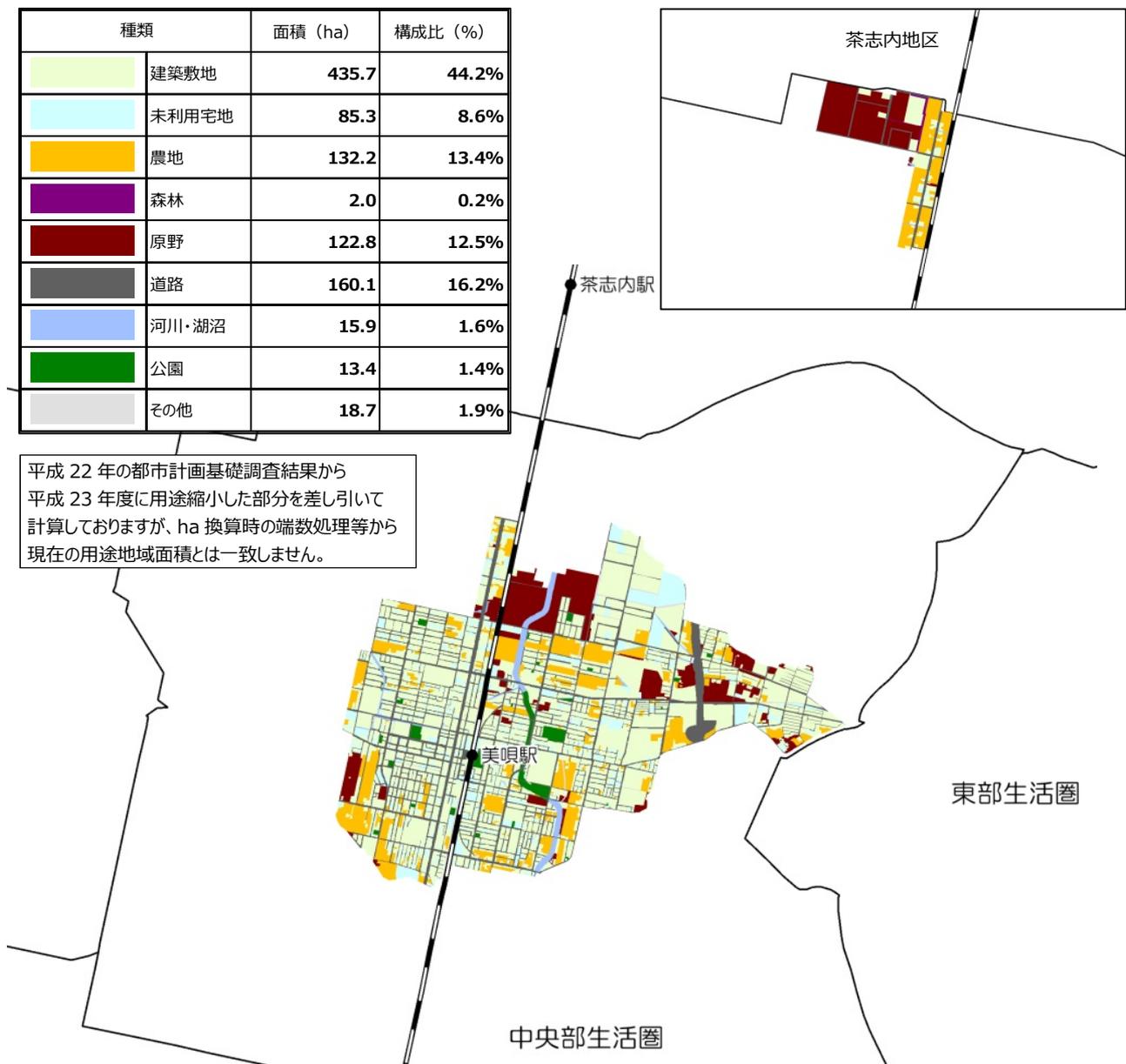
平成 22 年の都市計画基礎調査の結果を用いて、用途地域内の土地利用の状況をみると、建築敷地が 435.7ha、未利用宅地が 85.3ha、農地が 132.2ha、森林が 2.0ha、原野が 122.8ha、道路が 160.1ha、河川・湖沼が 15.9ha、公園が 13.4ha、その他が 18.7ha となっています。

農地と原野が、25.9%を占めており、農地の多くは、用途地域の端部に分布しています。

北部生活圏にある「そらち工業団地」(第 2・3 工区：本市内分) は、現在、28 区画(約 45.2ha)が分譲中で、分譲率(面積割合)は 20%となっています。

**【課題】** 市街地内に多くの未利用地が存在していて、都市機能の阻害要因となっています。  
また、市街地周辺の郊外部については、多くの生活拠点地区が存在し、建物が拡散して立地しています。

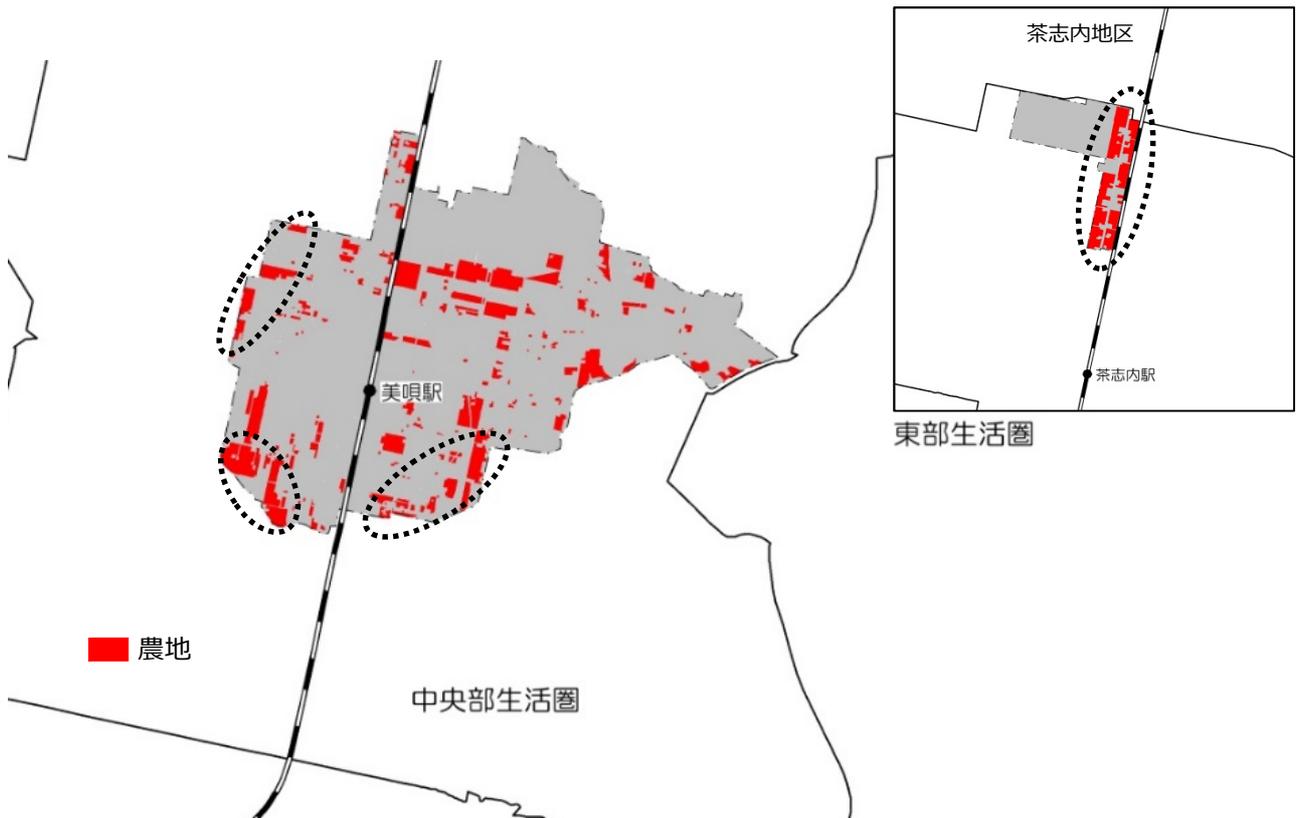
図 5-25 用途地域内の土地利用現況



資料：平成 22 年都市計画基礎調査

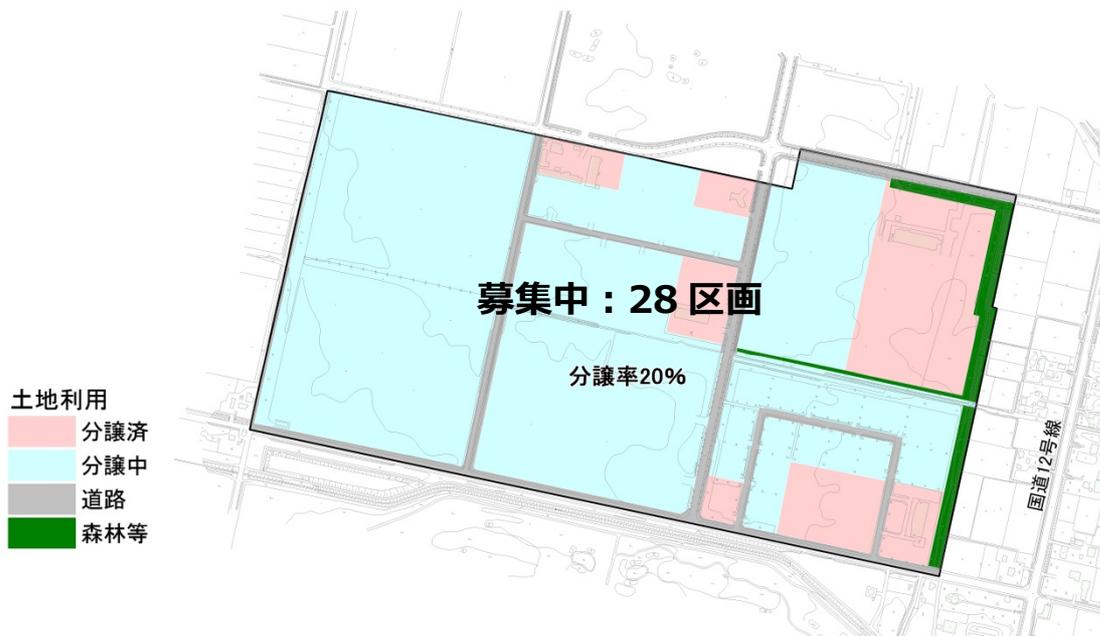


図 5-26 用途地域内の農地の分布状況



※ 黒点線箇所は、農地の分布が多くなっている場所を示しています。

図 5-27 そらち工業団地の分譲状況



資料：平成 22 年都市計画基礎調査



### Ⅲ-Ⅲ. 用途地域と土地利用の状況

都市計画基礎調査（平成 13 年と平成 22 年）を用いて、建物用途別の延床面積割合から、各ゾーン別の土地利用の状況を色分けしたものを作成し、現状の用途地域と比較したところ、市内全般に住居特化Ⅲ（住居系面積割合が 9 割以上）の箇所が多くなっています。

赤破線の箇所は、用途地域の土地利用と実際の土地利用とが合っていない場所と考えます。  
巻末に、図 5-29 作成に係る補足説明を掲載しています。

図 5-28 建物用途別の延床面積割合による土地利用特性と本市の用途地域

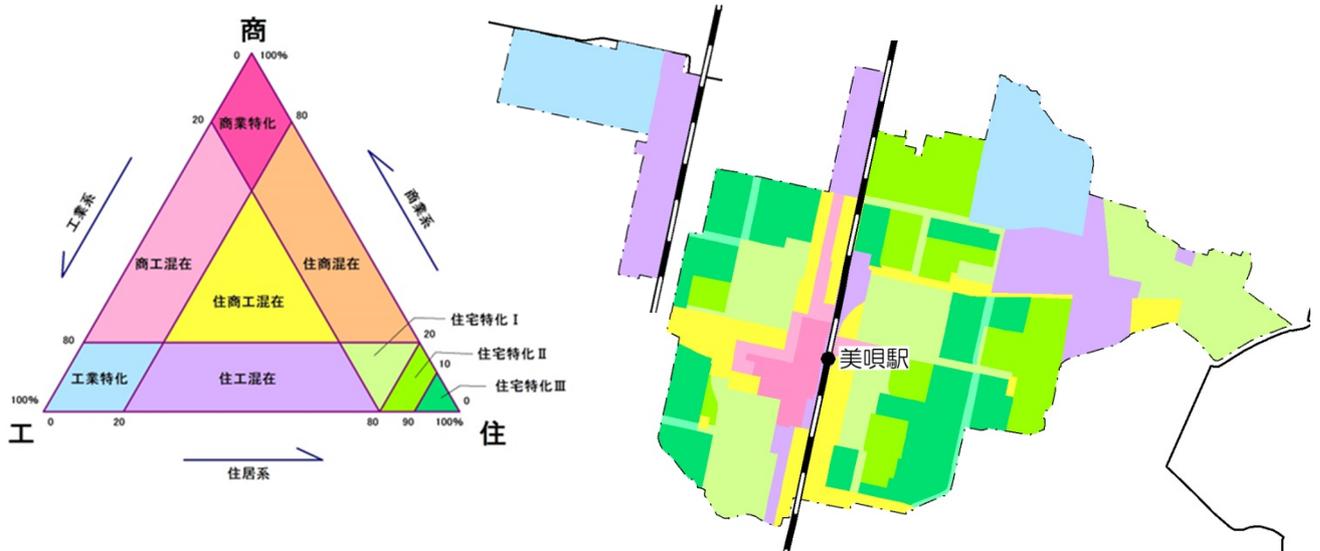
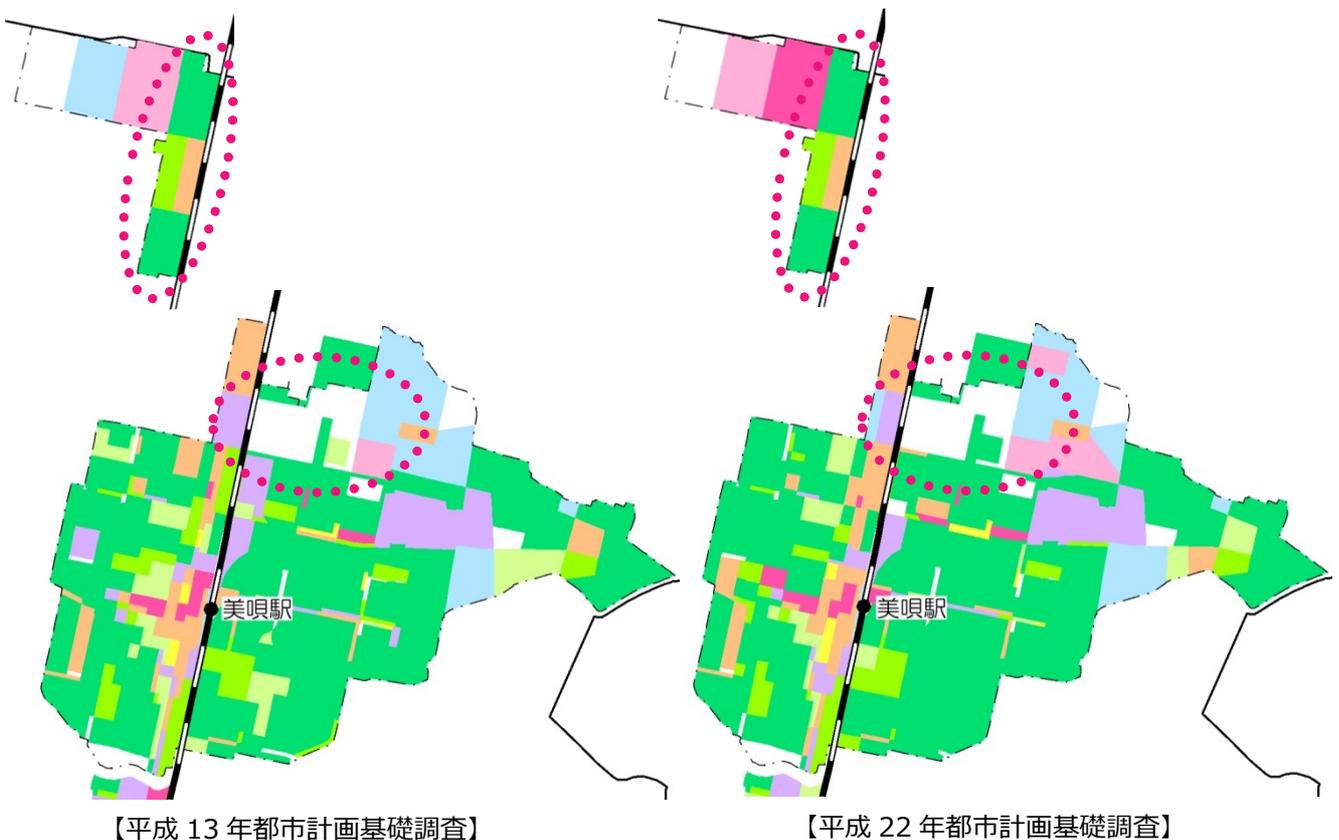


図 5-29 各ゾーン別の土地利用の状況



【平成 13 年都市計画基礎調査】

【平成 22 年都市計画基礎調査】



### Ⅲ-iv. 都市計画道路※

本市の都市計画道路は、用途地域を中心に 24 路線、43,600m が都市計画決定されています。  
24 路線のうち、整備済みが 10 路線、整備中が 14 路線となっており、整備割合は 57%となっています。

表 5-16 本市の都市計画道路 一覧

名 称		計 画		整 備 済	
路線番号	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	整 備 済 (%)
3・2・1	大通	30	8,830	8,830	100%
3・4・2	東明通	18	3,450	2,680	78%
3・4・3	栄通	18	930	930	100%
3・4・4	翠明通	18	2,820	2,190	78%
3・4・5	あかしあ通	18	2,420	1,900	79%
3・4・6	明治通	18	920	500	54%
3・4・7	新川通	16	920	920	100%
3・4・8	昭和通	16	920	0	0%
3・4・9	旭通	16	3,440	650	19%
3・4・10	東雲通	18	1,250	0	0%
3・4・11	菜の花通	16	3,270	1,820	56%
3・4・12	東3条通	15	1,660	1,150	69%
3・4・13	三井通	15	1,770	0	0%
3・4・14	しらかば通	18	3,040	0	0%
3・4・15	かえで通	18	3,400	0	0%
3・4・17	三線通	18	1,280	1,280	100%
3・4・18	すずかけ通	18	920	0	0%
3・4・19	東明公園通	18	440	0	0%
3・4・20	銀河通	16	330	330	100%
3・4・21	中央通	22	90	90	100%
3・4・111	西一線通	18	560	560	100%
7・4・1	末広東通	16	390	390	100%
7・5・2	東2条通	14	430	430	100%
8・6・1	コスモス通	8	120	120	100%
合 計		—	43,600	24,770	57%

【課題】 都市構造の骨格ともいえる都市計画道路の整備率が低く、都市機能が向上しない要因となっています。



## 6. 市民アンケート調査結果

平成 27・28 年度に実施された「美唄市まちづくり市民アンケート調査」の結果から、本構想に関わるものを精査しました。

### I. 平成 27 年度

#### 1 調査の目的

施策の達成度を確認するとともに、市民の意見・要望を把握するため。

#### 2 調査対象

- (1) 調査地域 本市全体
- (2) 調査対象 市内に居住する満 18 歳以上の男女
- (3) 標本数 1,800 件
- (4) 抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録から、地域、年齢、性別が偏らないよう 1 世帯から 1 名抽出
- (5) 郵送調査 (対象者にアンケート用紙を送付し、郵送、または回収箱により回収)
- (6) 調査時期 平成 27 年 6 月 8 日 ~ 6 月 29 日

#### 3 回答状況

- (1) 発送数 1,800 件
- (2) 回答数 585 件 (回答率 32.5%)

#### 4 集計方法等について

集計に当たっては小数点第 2 位を四捨五入しているため、各項目の合計が 100%にならないことがある。

#### 【設問 1】

美唄市の人口は現在 23,714 (平成 27 年 4 月末現在) ですが、2040 年には 13,461 人に減少すると国立社会保障・人口問題研究所の推計結果が公表されています。

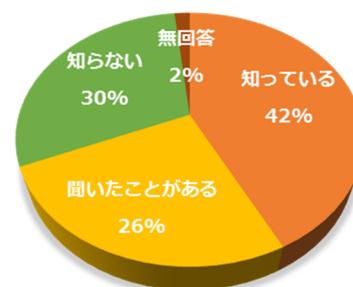
あなたは、この結果から、美唄市の人口が大きく減少することを知っていますか。(○は一つだけ)

表 6-1 設問 1 の回答結果

回 答	件数	割合
知っている	249	42.6%
聞いたことがある	152	26.0%
知らない	174	29.7%
無回答	10	1.7%
合 計	585	100.0%

図 6-1 設問 1 の回答結果

人口減少について知っていますか？





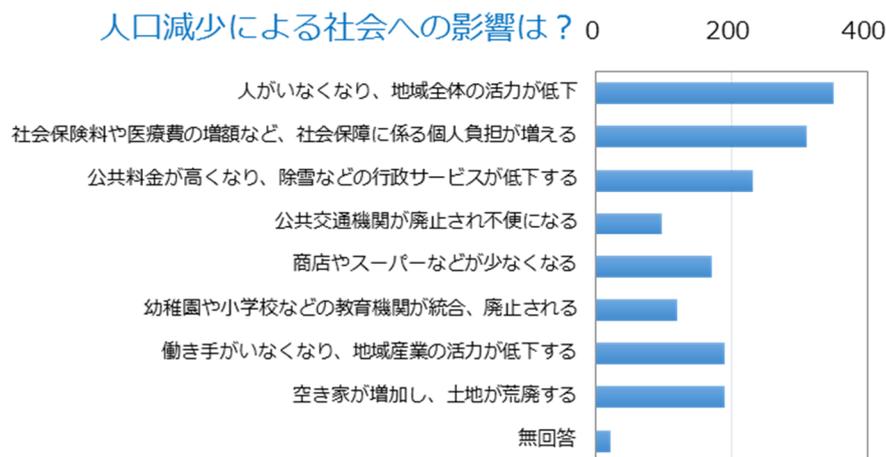
## 【設問2】

人口減少による社会への影響について、次の中から3つ選んでください。（○は3つ）

表 6-2 設問2の回答結果

回 答	件数	割合
人がいなくなり、地域全体の活力が低下	350	20.8%
社会保険料や医療費の増額など、社会保障に係る個人負担が増える	311	18.5%
公共料金が高くなり、除雪などの行政サービスが低下する	232	13.8%
公共交通機関が廃止され不便になる	97	5.8%
商店やスーパーなどが少なくなる	170	10.1%
幼稚園や小学校などの教育機関が統合、廃止される	119	7.1%
働き手がいなくなり、地域産業の活力が低下する	189	11.3%
空き家が増加し、土地が荒廃する	189	11.3%
無回答	22	1.3%
合 計	1,679	100.0%

図 6-2 設問2の回答結果





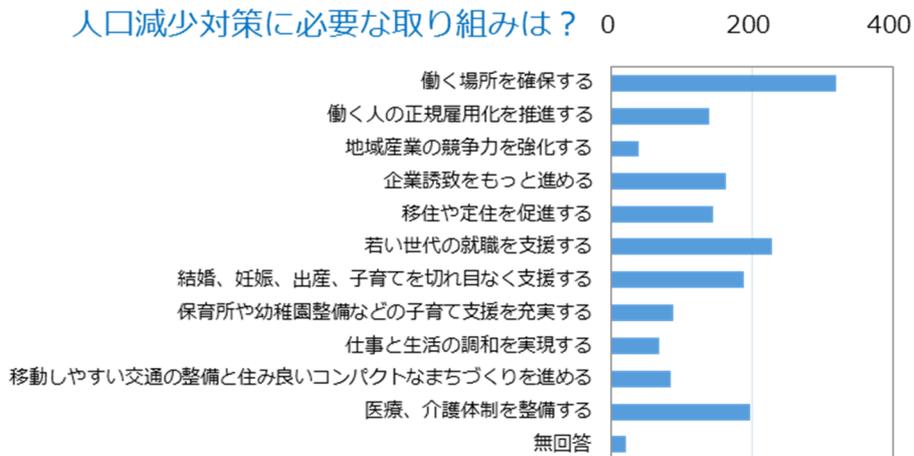
【設問3】

人口減少対策に対応する活力あるまちづくりを進めていくためには、どのような取り組みが必要と思いますか。

表 6-3 設問3の回答結果

回 答	件数	割合
働く場所を確保する	319	19.1%
働く人の正規雇用化を推進する	139	8.3%
地域産業の競争力を強化する	38	2.3%
企業誘致をもっと進める	163	9.7%
移住や定住を促進する	144	8.6%
若い世代の就職を支援する	228	13.6%
結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援する	188	11.2%
保育所や幼稚園整備などの子育て支援を充実する	87	5.2%
仕事と生活の調和を実現する	68	4.1%
移動しやすい交通の整備と住み良いコンパクトなまちづくりを進める	83	5.0%
医療、介護体制を整備する	197	11.8%
無回答	20	1.2%
合 計	1,674	100.0%

図 6-3 設問3の回答結果





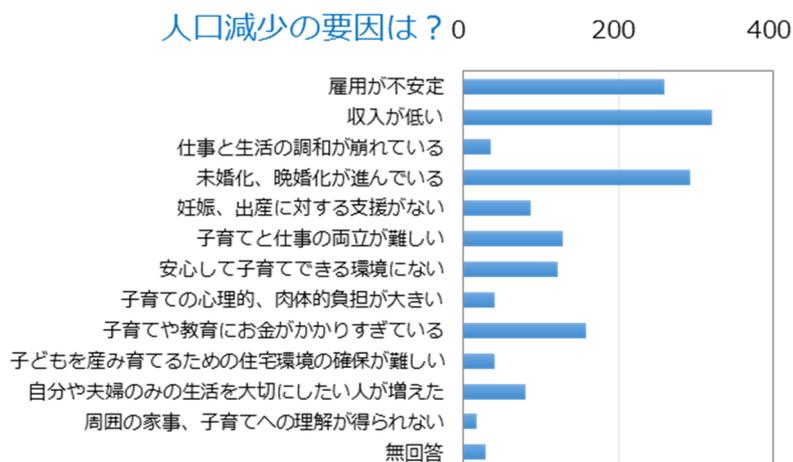
## 【設問 4】

少子化が人口減少の要因の 1 つになっていますが、どのような原因によるものと思いますか。（〇は 3 つ）

表 6-4 設問 4 の回答結果

回 答	件数	割合
雇用が不安定	259	16.0%
収入が低い	321	19.9%
仕事と生活の調和が崩れている	36	2.2%
未婚化、晩婚化が進んでいる	293	18.2%
妊娠、出産に対する支援がない	88	5.5%
子育てと仕事の両立が難しい	129	8.0%
安心して子育てできる環境にない	122	7.6%
子育ての心理的、肉体的負担が大きい	41	2.5%
子育てや教育にお金がかかりすぎている	158	9.8%
子どもを産み育てるための住宅環境の確保が難しい	40	2.5%
自分や夫婦のみの生活を大切にしたい人が増えた	81	5.0%
周囲の家事、子育てへの理解が得られない	17	1.1%
無回答	29	1.8%
合 計	1,614	100.0%

図 6-4 設問 4 の回答結果





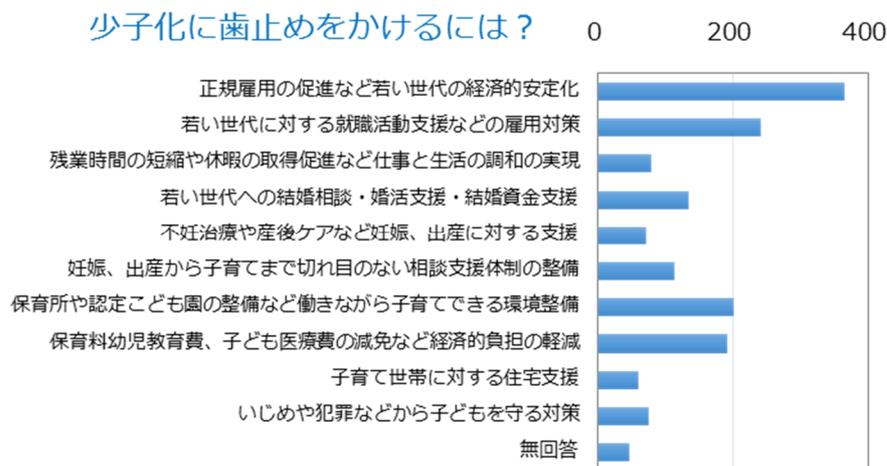
【設問 5】

少子化に歯止めをかけるためには、どのような取組が必要と思いますか。（○は3つ）

表 6-5 設問 5 の回答結果

回 答	件数	割合
正規雇用の促進など若い世代の経済的安定化	365	23.0%
若い世代に対する就職活動支援などの雇用対策	242	15.3%
残業時間の短縮や休暇の取得促進など仕事と生活の調和の実現	80	5.0%
若い世代への結婚相談・婚活支援・結婚資金支援	135	8.5%
不妊治療や産後ケアなど妊娠、出産に対する支援	72	4.5%
妊娠、出産から子育てまで切れ目のない相談支援体制の整備	114	7.2%
保育所や認定こども園の整備など働きながら子育てできる環境整備	202	12.7%
保育料、幼児教育費、子ども医療費の減免など経済的負担の軽減	192	12.1%
子育て世帯に対する住宅支援	61	3.8%
いじめや犯罪などから子どもを守る対策	76	4.8%
無回答	47	3.0%
合 計	1,586	100.0%

図 6-5 設問 5 の回答結果





## Ⅱ. 平成 28 年度

### 1 調査の目的

施策の達成度を確認するとともに、市民の意見・要望を把握するため。

### 2 調査対象

- (1) 調査地域 本市全体
- (2) 調査対象 市内に居住する満 18 歳以上の男女
- (3) 標本数 1,200 件
- (4) 抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録から、地域、年齢、性別が偏らないよう 1 世帯から 1 名抽出
- (5) 郵送調査 (対象者にアンケート用紙を送付し、郵送、または回収箱により回収)
- (6) 調査時期 平成 28 年 6 月 1 日 ~ 6 月 20 日

### 3 回答状況

- (1) 発送数 1,200 件
- (2) 回答数 400 件 (回答率 33.3%)

### 4 集計方法等について

集計に当たっては小数点第 2 位を四捨五入しているため、各項目の合計が 100%にならないことがある。

#### 【設問 9】

JR 美唄駅を中心とした道路や公共交通の状況、公園の配置など、都市機能全般についてどのように感じていますか。(○はひとつだけ)

表 6-6 設問 9 の回答結果

回 答	件数	割合
1.満足している	21 件	5.3%
2.やや満足	49 件	12.3%
3.普通	202 件	50.5%
4.やや不満	79 件	19.8%
5.不満	44 件	11.0%
6.無回答	5 件	1.3%
合 計	400 件	100%

**【課題】** 道路や公園等の都市機能全般について、普通との回答が約半数を占めているものの約 2 割の市民が「やや不満」と感じており、こうした市民の満足度を向上させる取組みが必要といえます。



## 【設問 33】

今住んでいる地域に住み続けたいと思いますか。(○はひとつだけ)

表 6-7 設問 33 の回答結果

回 答	件数	割合
1.ずっと住み続けたい	246 件	61.5%
2.市内の別の地域へ引っ越したい	25 件	6.3%
3.他の市町村へ引っ越したい	120 件	30.0%
4.無回答	9 件	2.3%
合 計	400 件	100%

表 6-8 設問 33 の地域別回答結果

回 答	ずっと住み続けたい	市内の別の地域へ 引っ越したい	他の市町村へ 引っ越したい	合 計
1.条丁目地区	163 件(61.5%)	13 件(4.9%)	89 件(33.6%)	265 件
2.一心町、進徳町	11 件(68.8%)	2 件(12.5%)	3 件(18.8%)	16 件
3.沼の内町、癸巳町	3 件(100%)	0 件(0.0%)	0 件(0.0%)	3 件
4.東明町、東明条丁目地区、共練町	11 件(64.7%)	4 件(23.5%)	2 件(11.8%)	17 件
5.南美唄町	16 件(57.1%)	2 件(7.1%)	10 件(35.7%)	28 件
6.落合町、盤の沢町、我路町	6 件(100%)	0 件(0.0%)	0 件(0.0%)	6 件
7.開発町、上美唄町、西美唄町	5 件(45.5%)	1 件(9.1%)	5 件(45.5%)	11 件
8.光珠内町、峰延町、豊葦町	24 件(70.6%)	2 件(5.9%)	8 件(23.5%)	34 件
9.北美唄町、中村町	2 件(66.7%)	1 件(33.3%)	0 件(0.0%)	3 件
10.茶志内町、日東町	5 件(62.5%)	0 件(0.0%)	3 件(37.5%)	8 件
合 計	246 件	25 件	120 件	391 件

【課題】 「ずっと住み続けたい」との回答が約 6 割を占めているものの、3 割の市民が「他の市町村へ引っ越したい」と回答しており、こうした市民に対する定住促進への取組みが必要といえます。



## 【設問 34-A】

住み続けたいと思う理由は何ですか。(上位 3 つに○)

表 6-9 設問 34-A の回答結果

回 答	件数	割合
1.今の家に愛着があるから	184 件	35.0%
2.学校・職場に近いから	38 件	7.2%
3.病院や診療所が近くにあるから	56 件	10.6%
4.バスなどの交通の便が良いから	21 件	4.0%
5.住民が多く、地域の活動や住民同士の交流があるから	34 件	6.5%
6.教育・文化施設があって、趣味や子育てに良い環境だから	5 件	1.0%
7.郊外にある、静かで落ち着いた住宅地だから	68 件	12.9%
8.道路や公園などが十分整備された地域で、まちなみも良いから	15 件	2.9%
9.災害に強く、防犯対策もされた安心・安全な地域だから	24 件	4.6%
10.日常的に利用する店舗が近くにあるから	65 件	12.4%
11.その他	16 件	3.0%
12.無回答	0 件	0.0%
合 計	526 件	100%

## 【設問 34-B】

引っ越したいと思う理由は何ですか。(上位 3 つに○)

表 6-10 設問 34-B の回答結果

回 答	件数	割合
1.学校・職場が遠いから	15 件	4.8%
2.病院や診療所が近くにないから	54 件	17.3%
3.バスなどの交通の便が良くないから	42 件	13.5%
4.防災・防犯面に不安があるから	5 件	1.6%
5.住民が減ってきており、住民同士の交流も少なくなってきたから	19 件	6.1%
6.趣味の活動や子育て・教育にあまり適していないから	32 件	10.3%
7.まちなかでごみごみしており、落ち着かないから	2 件	0.6%
8.道路や公園の整備が十分ではなく、空き家や空地も多いから	26 件	8.3%
9.日常的に利用できる店舗が近くにないから	65 件	20.8%
10.その他	52 件	16.7%
11.無回答	0 件	0.0%
合 計	312 件	100%

## ※その他の内訳

- 1.「除雪等、冬の暮らしが大変」14 件 4.5%、2.「親戚や知人の近くでくらしたい」9 件 2.9%  
 3.「公共料金が安い」5 件 1.6%、4.「他地域に家を建てるため」3 件 1.0%  
 5.「転勤・転職など仕事の都合」3 件 1.0%、など他 18 件

**【課題】** バス等の交通の便が良くないと感じている市民が多くいます。  
 また、病院や診療所、日常的に利用できる店舗が近くに無いため、引っ越したいと思う市民が多くいます。

【設問 35】

10 年後 20 年後のあなたの生活を考えた時、**どのような環境が重要**だと思いますか。(重要だと思う上位 3 つに○)

表 6-11 設問 35 の回答結果

回 答	件数	割合
1.住民が多く、地域の集まりや住民同士が交流できる場がある	62 件	5.8%
2.学校や職場が近くにある	46 件	4.3%
3.日常的に利用できる店舗が近くにある	230 件	21.6%
4.病院や診療所が近くにある	248 件	23.2%
5.趣味や文化活動、子育てや教育に適した施設が整っている	74 件	6.9%
6.自然などにも親しめる、静かで落ち着いた環境	96 件	9.0%
7.バスなどの交通の便が良い	132 件	12.4%
8.道路や公園が良く整備され、まちなみが良い	64 件	6.0%
9.防災・防犯対策がしっかりとされている	94 件	8.8%
10.その他	7 件	0.7%
11.無回答	14 件	1.3%
合 計	1,067 件	100%

【設問 36】

将来の人口減少が見込まれる中、住民サービスや道路・橋りょう・公共施設等の整備など、まちの機能を維持・向上していくためには、一定の地域に人やものを集めてまちをコンパクト化し、美唄市にあった効率的な都市経営を行っていく必要があります。

10 年後、20 年後も住み続けられるまちを考えた時、**どのような地域に人や店舗などの施設を集めていくべき**だと思いますか。(上位 3 つに○)

表 6-12 設問 36 の回答結果

回 答	件数	割合
1.住民が多い地域や若い世代が多く、地域の活動が活発な地域	150 件	14.6%
2.住民の減少・高齢化が進んできており、地域の活動・交流も少なくなってきた地域	57 件	5.5%
3.学校や働く場所の周辺	70 件	6.8%
4.日常生活に必要な店舗や病院・診療所などの施設が、ある程度集まっている地域	269 件	26.1%
5.バスなどの交通の便が良い地域	145 件	14.1%
6.日常生活に必要な施設がまわりになく、バスのあまり通らない地域	18 件	1.7%
7.道路や公園などが、既に十分整備されている地域	91 件	8.8%
8.道路などの整備が十分でなく、空き家や空地が増えてきた地域	34 件	3.3%
9.災害に強く、防犯対策もされた安心・安全な地域	154 件	15.0%
10.その他	14 件	1.4%
11.無回答	27 件	2.6%
合 計	1,029 件	100%



## 7. 課題のとりまとめ

本市の現況と課題、市民アンケート調査に関して、課題を整理すると次のようになります。

表 7-1 課題のとりまとめ

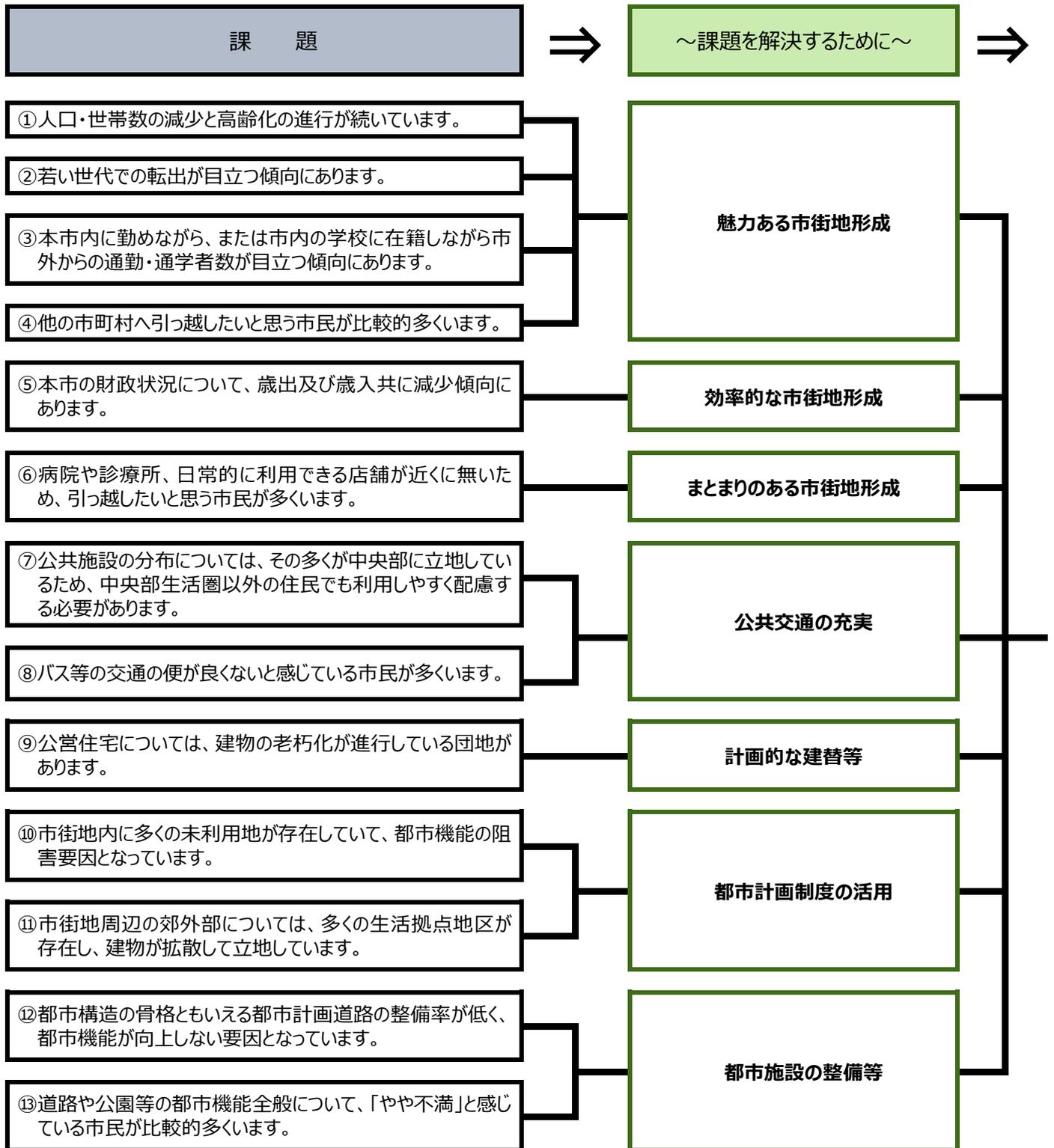
項目	課題
人口と世帯数	人口・世帯数の減少と高齢化の進行が続いています。
移転後の住所別 転出者数	若い世代での転出が目立つ傾向にあります。
居住地、または従業地・ 通学地による人口	本市内に勤めながら、または市内の学校に在籍しながら市外からの通勤・通学者数が目立つ傾向にあります。
財政	本市の財政状況について、歳出及び歳入共に減少傾向にあります。
公共施設の分布状況	公共施設の分布については、その多くが中央部に立地しているため、中央部生活圏以外の住民でも利用しやすく配慮する必要があります。
公営住宅の分布状況	公営住宅については、建物の老朽化が進行している団地があります。
用途地域内の土地利用	市街地内に多くの未利用地が存在していて、都市機能の阻害要因となっています。
	市街地周辺の郊外部については、多くの生活拠点地区が存在し、建物が拡散して立地しています。
都市計画道路	都市構造の骨格ともいえる都市計画道路の整備率が低く、都市機能が向上しない要因となっています。
市民意向	他の市町村へ引っ越したいと思う市民が多くいます。
	病院や診療所、日常的に利用できる店舗が近くに無いため、引っ越したいと思う市民が比較的多くいます。
	バス等の交通の便が良くないと感じている市民が多くいます。
	道路や公園等の都市機能全般について、「やや不満」と感じている市民が比較的多くいます。



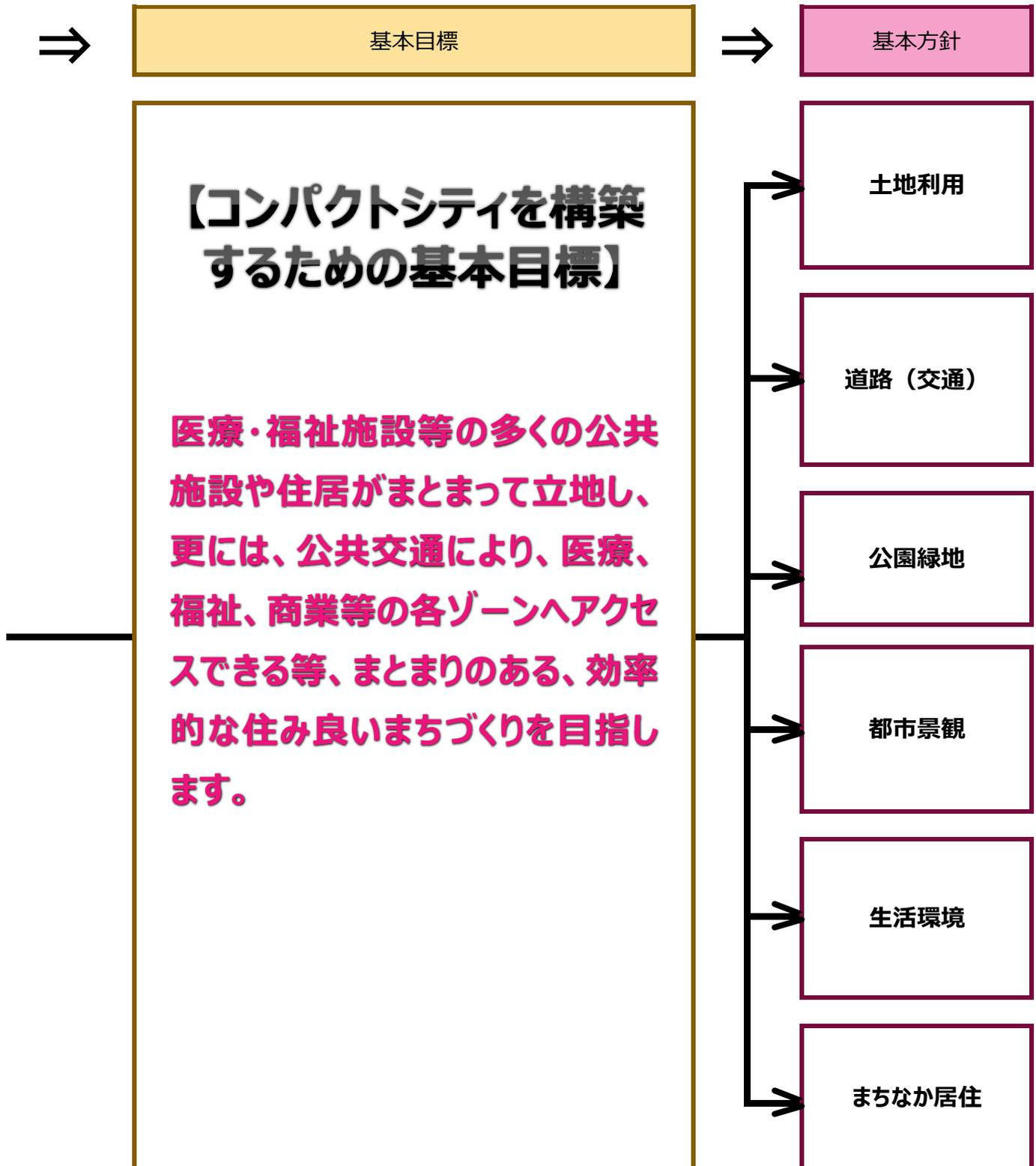
## 8. 基本方針の考え

本市が抱える課題から、これらの課題を解決するために必要なことを集約し、本構想の基本目標、基本方針を体系的に整理すると次の表のとおりとなります。

表 8-1 本構想の基本方針の考え



※ ②・④・⑥・⑧・⑬については、定住促進への阻害要因となっています。





## 9. 基本方針と具体的な進め方

本構想の基本方針と「目指す方向性」、具体的な進め方を整理すると以下の表に示すとおりとなります。

表 9-1 基本方針と目指す方向性、具体的な進め方

基本方針	目指す方向性	
I. 土地利用	まとまりのある効率性に優れた都市づくりを目指します	
II. 道路	公共交通の利便性を向上させる等スムーズな道路網を構築する都市づくりを目指します	
III. 公園緑地	潤いと安らぎを感じる都市づくりを目指します	
IV. 都市景観	魅力ある景観を向上させる都市づくりを目指します	
V. 生活環境	安心と安全に優れた都市づくりを目指します	
VI. まちなか居住	まちなかへの居住を誘導する都市づくりを目指します	



	具体的な進め方（具体的施策）
	I - i . 土地利用の基本的な考え方 I - ii . 市街地内の未利用地の解消 I - iii . 用途地域の見直し I - iv . 用途地域の縮小 I - v . 中心市街地活性化への取組み I - vi . 郊外部（白地地域）の今後のあり方
	II - i . 公共交通等の充実 II - ii . 国道 12 号の 4 車線化への取組み II - iii . 都市計画道路の未着手路線の整備 II - iv . 円滑な交通体系の維持と整備 II - v . 歩いて暮らせるまちづくりのための道路のバリアフリー化 II - vi . 一体性及び連携性確保のための道路網の形成 II - vii . 公共サイン計画に基づく案内板の設置
	III - i . 公園・緑地の適正配置 III - ii . 公園・緑地の整備
	IV - i . 都市計画道路の街路樹整備 IV - ii . 地区計画による街並みの統一 IV - iii . 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄周辺地区の環境整備
	V - i . 低炭素なまちづくり V - ii . 災害に強いまちづくり
	VI - i . 公共施設の集約 VI - ii . 旧美唄工業高校跡地利用 VI - iii . 市立美唄病院の建替え VI - iv . 健康・医療・福祉の視点によるまちづくり



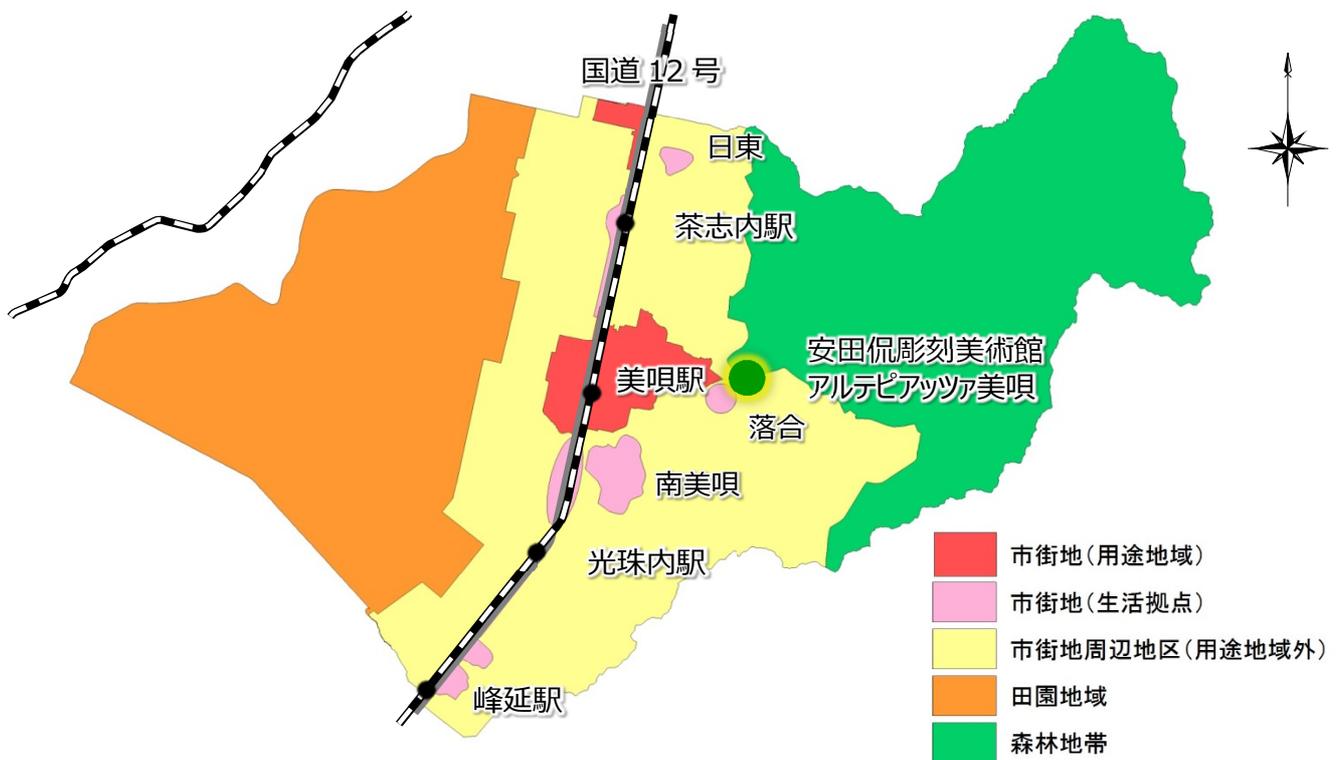
## I. 土地利用

### I-i. 土地利用の基本的な考え方

本市の土地利用の基本的な考え方は、次の通りとします。

- ① 市街地（用途地域内）・・・内部充実型のコンパクトな土地利用を目指します。
- ② 市街地周辺地区（用途地域外）
  - (1) 市街地周辺の生活拠点（既成集落地）・・・各集落地の環境特性を生かした土地利用を目指します。
  - (2) 田園地域・・・良好な田園環境と田園風景の保全を目指します。
  - (3) 森林地帯・・・森林環境の保全に努める土地利用を目指します。

図 9-1 土地利用の区域区分





## I - ii. 市街地内の未利用地の解消

現況調査の結果から、本市の市街地内には、多くの未利用地が存在しています。これらの未利用地については、都市機能の停滞をもたらす阻害要因となっていることから、今後については、用途地域の見直しや地区計画、特別用途地区<sup>※</sup>等の都市計画的な手法を用いることにより、将来に向けて解消を図っていくことが重要であると考えられます。

図 9-2 用途地域内の土地利用現況

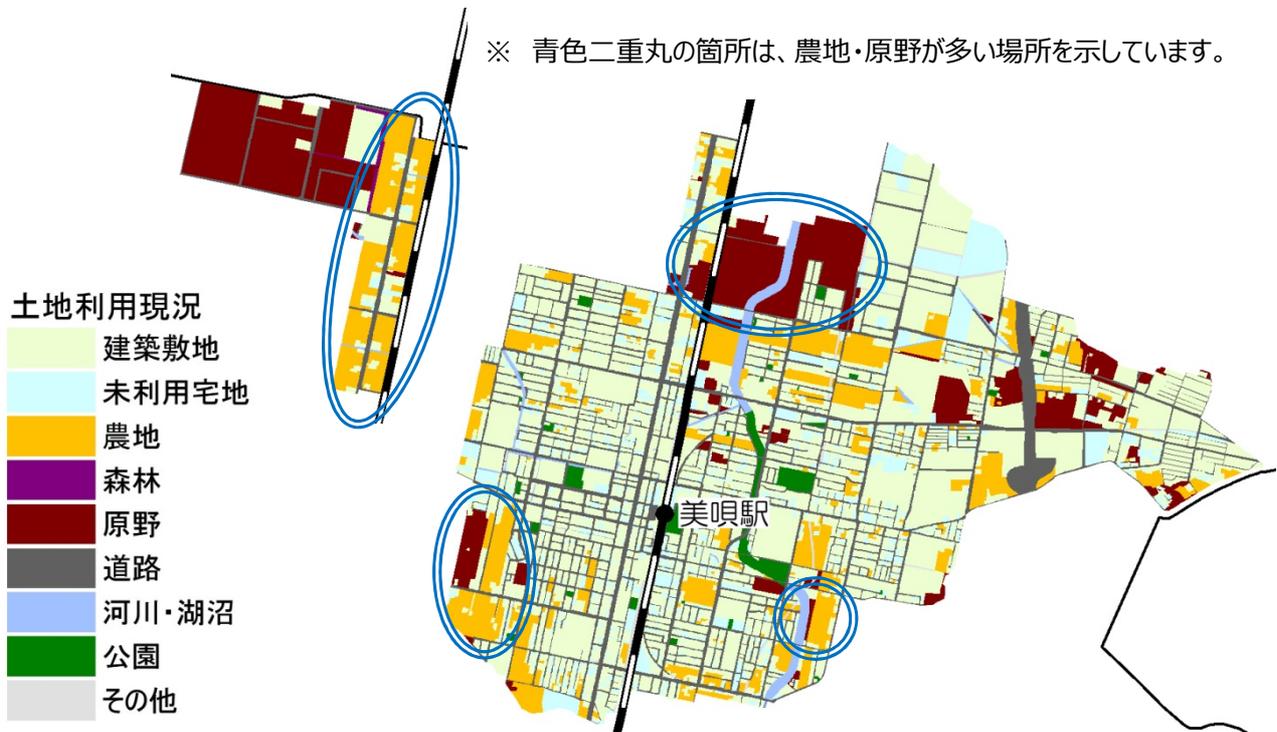
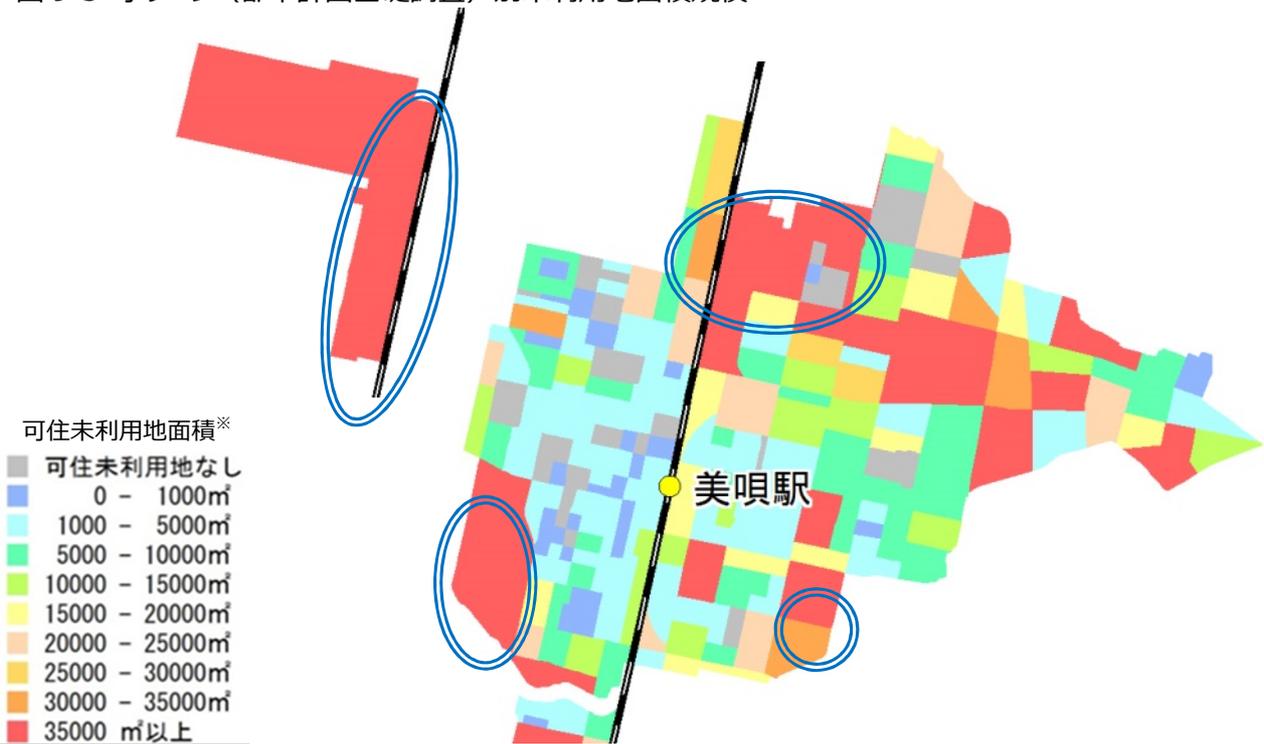


図 9-3 小ゾーン（都市計画基礎調査）別未利用地面積規模





### I - iii. 用途地域の見直し

平成 8 年度に 12 用途を決定してから既に 20 年が経過しているため、平成 8 年当時に設定した土地利用とは異なった市街地が形成されつつあります。よって、本市の用途地域については、下の図 9-4 に示す将来構想図で進めていくこととします。

#### (1) 条丁目地区の東南地域

現況調査の結果から、居住人口が最も多い地域であること、また、当該地域では、住居特化が進行していること、更には、市民アンケート調査の結果から「郊外にあり、静かで落ち着いた住宅地だから」という理由が、本市に住み続けたいと思う上位を占めていること等を考慮し、用途地域の一部で低層住居地域への用途変更を検討していきます。このことにより低層で良好な住環境をより多く確保していきます。

#### (2) 条丁目地区の東北地域

工業系の用途地域を設定している関係から、市内での従業者数が最も多い地域となっています。

しかしながら、当該地域には、北海道所有のおよそ 23ha の大規模な未利用地が存在し土地利用の課題となっています。

今後においては、当該地域に多くの工場や事務所が立地している利点を活かした土地利用を図るため、工業系用途に関連する店舗等が立地しやすくなるように配慮するなど、地元のニーズを勘案した用途地域の変更などを含めた適正な土地利用を推進していきます。

#### (3) 条丁目地区の西北・西南地域

当該西側の区域については、東側の区域よりも早くから開発が進み、ほぼ宅地化が完了している区域であるものの、一部の区域で開発が進められない未利用地が存在しています。これらの区域についても、上記と同様に地元のニーズを勘案した用途地域の変更などを含めた適正な土地利用を推進していきます。

#### (4) 東明地域

この地域における最近の建築動向については、ほとんど見受けられず、今後においても同様に推移していくものと予想されます。

よって、あえて当該地域の用途地域の変更を行う必要がないものと判断します。

図 9-4-1 コンパクトシティ将来構想図（参考資料 平成 28 年度 都市計画用途地域図）

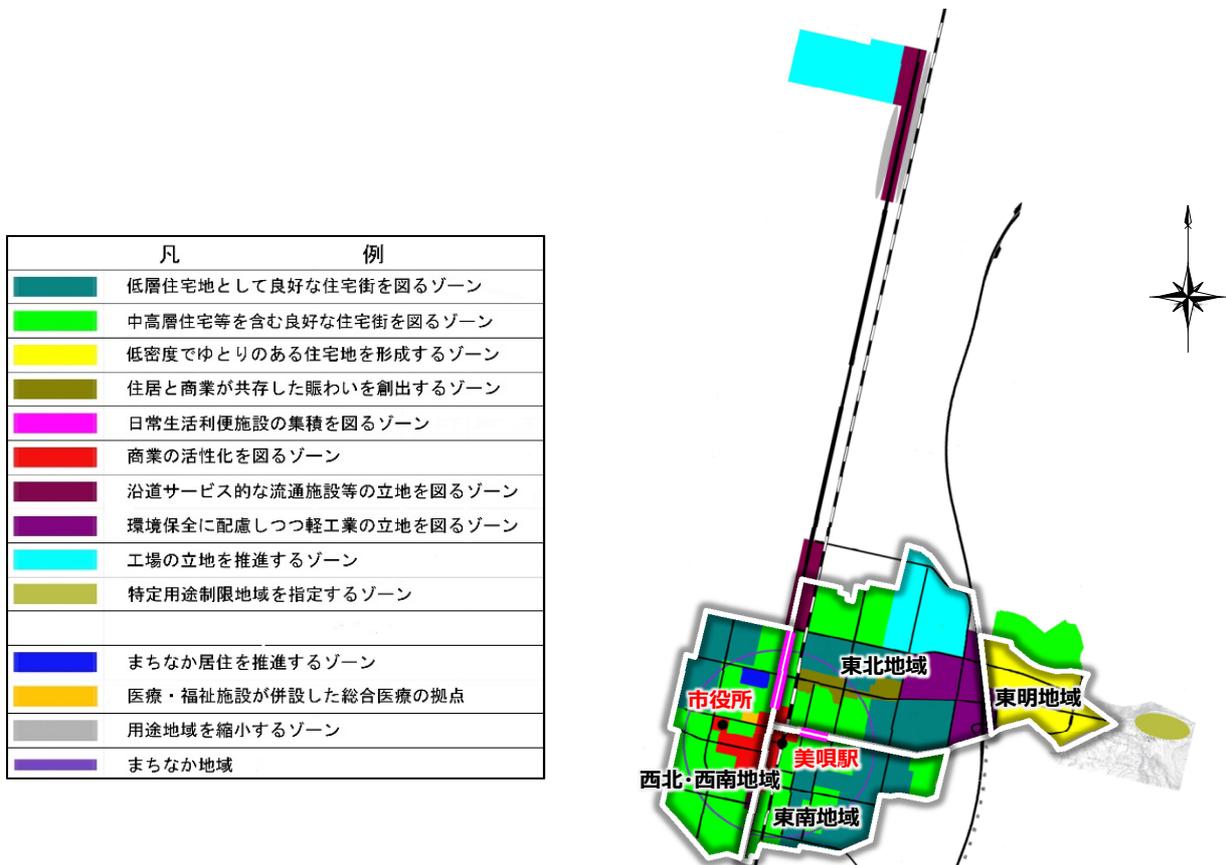




図 9-4-2 用途地域の変更箇所 (案)





## I-iv. 用途地域の縮小

本市の用途地域については、都市計画法及び建築基準法の改正により、平成 8 年度にこれまでの 8 用途から 12 用途への都市計画変更を行い、その後内部変更や一部用途地域の縮小を行い現在に至っています。

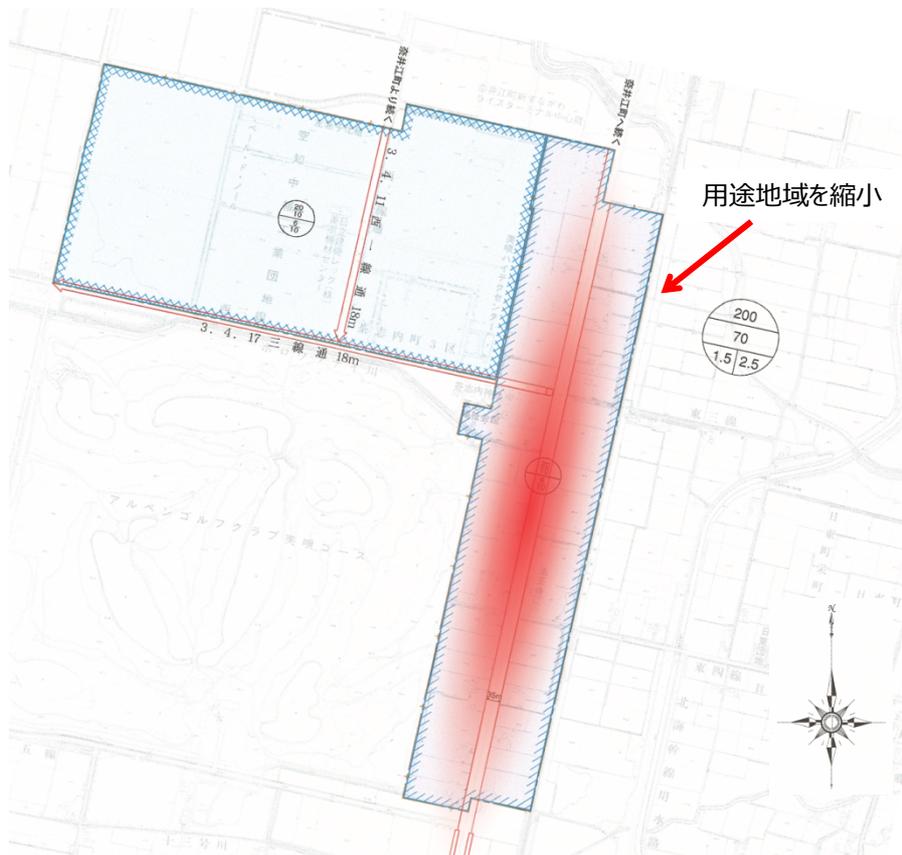
これまでに、内部変更等の都市計画変更を実施してきたものの、平成 8 年度に決定した 12 用途が、現在の用途地域の基礎となっていることに変わりありません。

用途地域を変更した平成 8 年度から今日までおよそ 20 年が経過したにも係わらず、依然として宅地化されないまま農地等の状態で残っている区域が市街地内に見受けられ、今後においても、都市的な土地利用については、特に見込めないと判断されます。

よってこれらの区域のうち、長期間未利用地であり今後も開発動向が特に見込めず、都市的な土地利用が図れない区域に関しては、本構想に基づき、用途地域を白地地域に変更し、農振農用地区域として、農業の維持と発展を図ることが可能な区域について、優良な農地として、その保全に努めていきます。

特に、茶志内地区の工業団地については、一体的に土地利用を図っている奈井江町と連携し、宅地造成済みの地域に関しては、今後も同様に企業誘致を進めるとともに、工業団地としての効率化を図り、未利用地などに関しては、土地利用のコントロール化を目指していきます。

図 9-5 用途地域の縮小（案）





### I - v . 中心市街地活性化への取組み

本市の国道 12 号沿線の中心市街地については、空き家、空き地が年々目立ち始め、賑わいが失われている現状にあります。

また、本市の商業施設の分布状況を見ると、市街地の東側にも多く存在してきており、西側に住む市民は、自家用車や公共交通を使用している人も増えている状況にあります。

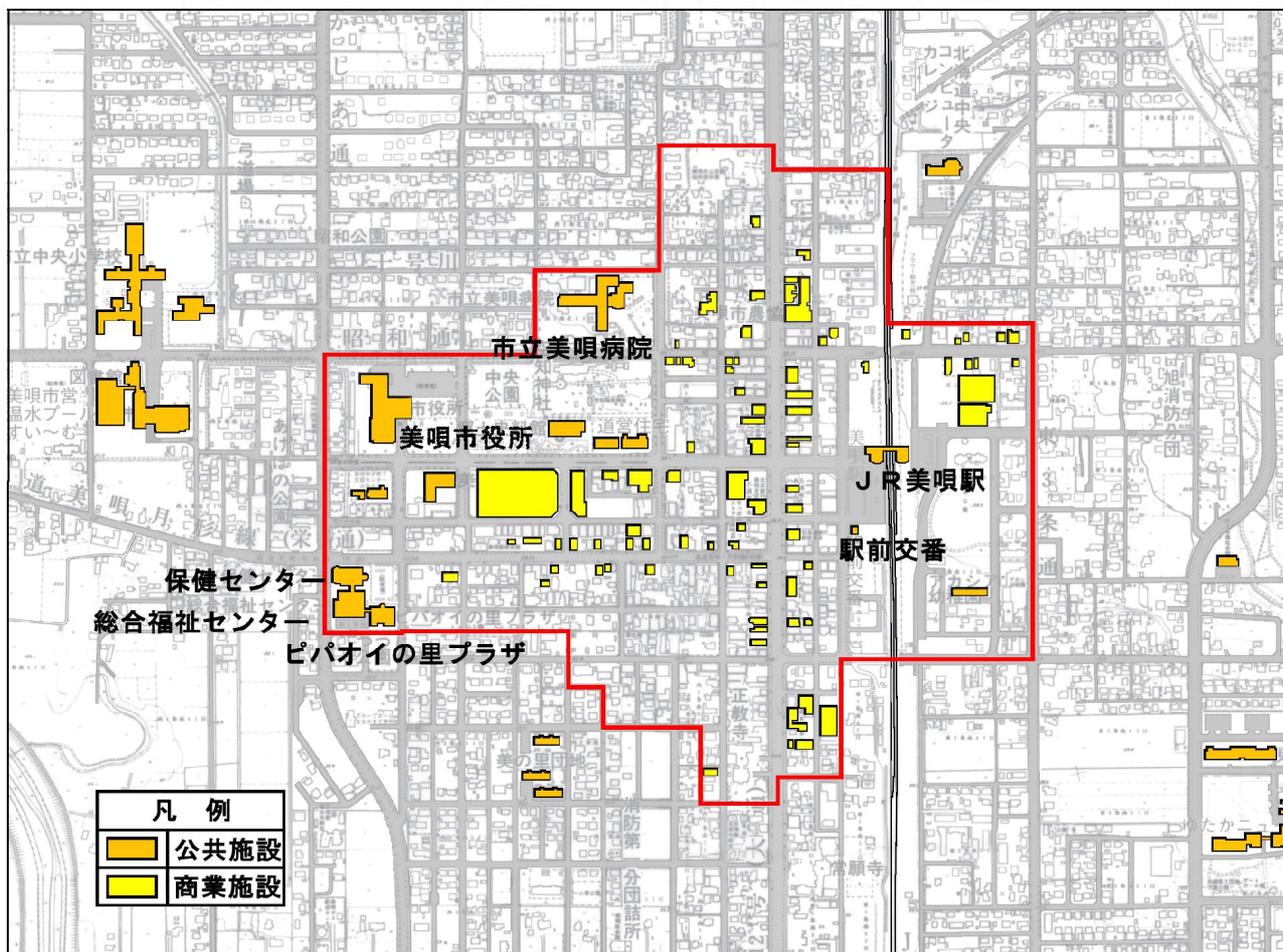
そのような状況を踏まえると、中心市街地においても商業施設等の多くのサービスを集積することが重要であり、このことによって、より歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指していきます。

本市の中心市街地の活性化に関しては、基本計画が法改正以前のものであるため、法改正に伴う新たな基本計画の策定が必要であると考えられます。

その際の中心市街地対象区域内では、中心市街地活性化基本計画に基づき適正な用途地域の変更や特別用途地区の設置など必要に応じた都市計画決定を実施していきます。

また、現在商工会議所で地域商店街の活性化に向けた新たな取組みを開始していますので、今後このような取り組みとの連携を図ることも重要であると考えられます。

図 9-6 中心市街地活性化基本計画に基づく今後の対象イメージ図





## I - vi. 郊外部（白地地域）の今後のあり方

本市の白地地域内には、国道 12 号沿線に、茶志内町、進徳町、光珠内町、峰延町といった集落地が、また、これらの地区の他に、日東町、落合町、南美唄町といった集落地が、数多く存在している他の市町ではあまり見受けられない、特徴のある都市計画区域を形成しています。

平成 15 年度に、これらの集落地等の環境保全の観点から、白地地域の建築形態規制の見直しを行ったものの、この時点での見直しは、白地地域全域に対して、一律に容積率を 400%から 200%（峰延町の一部で 300%）への変更を行った、いわゆる暫定的な措置に留まっている状況にあります。

本市の白地地域には、東側の森林地帯、西側の田園地域と更に、多くの集落地が点在している状況を踏まえ、今後は、森林地帯、田園地域、各集落地のそれぞれの地域・地区にふさわしい、建築形態規制等の指定を検討する必要があると考えられます。

### ●東側の森林地帯及び西側の田園地域

その自然環境と自然景観を今後も同様に、保全していくための適正な容積率<sup>※</sup>、建ぺい率<sup>※</sup>の指定を検討します。

### ●茶志内町地区

国道 12 号の 4 車線化の影響により、人口減少がより進行した地区であるといえます。しかしながら今後においては、当面の間、ほぼこのままの街並みが維持されていくものと予想されます。

このような地区の事情を考慮した適正な容積率及び建ぺい率の指定を検討します。

### ●日東町、落合町、光珠内町地区

当該地区については、南美唄町や峰延町等の地区と比べると、小規模な街並みを形成している地区であります。これらの地区についても、当面の間、若干の人口減少の傾向があるものの、このままの街並みが維持されていくものと予想されます。

このような地区の事情を考慮した適正な容積率及び建ぺい率の指定を検討します。

### ●峰延町、南美唄町、進徳町地区

当該地区については、他の集落地よりも規模が大きく、また、学校や公営住宅等の公共施設も立地している地区です。人口については、いずれの地区も減少傾向にありますが、今後もこれまでと同等規模の街並みが維持されていくものと予想されます。

郊外にある集落地の中では、比較的混雑した街並みを形成している特徴を考慮した適正な容積率及び建ぺい率の指定を検討します。

以上、本市の都市計画区域の白地地域については、建築形態制限により、適正な土地利用をコントロールしていきます。

図 9-7-1 郊外部の建築形態制限基本方針図

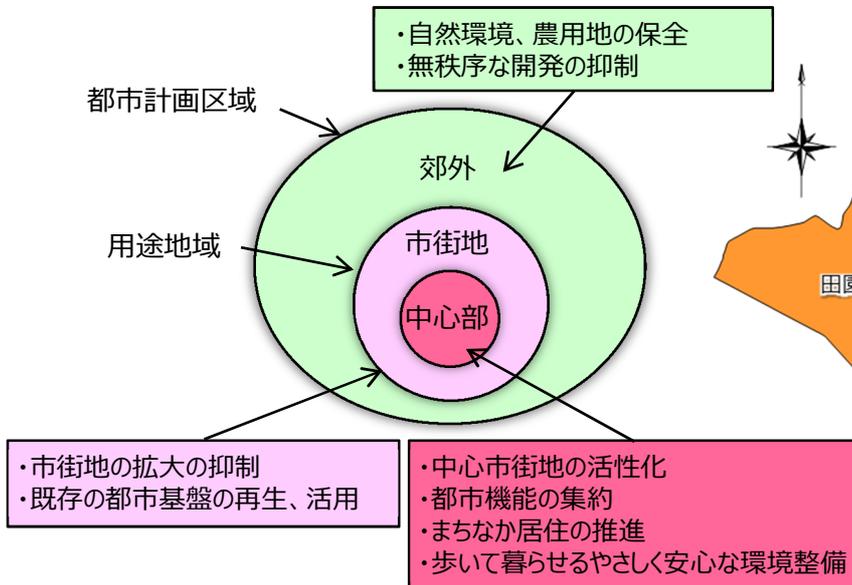


図 9-7-2 土地利用の区域区分図





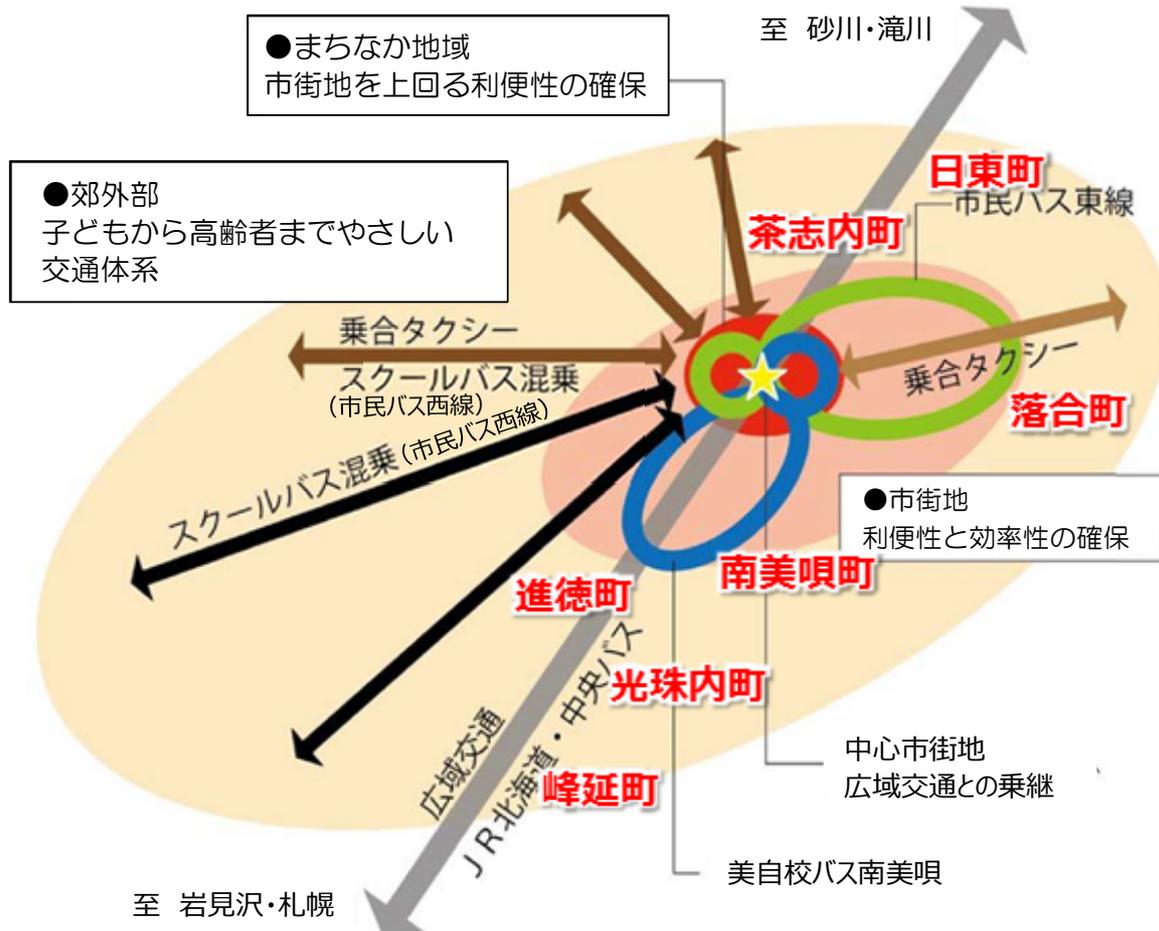
## Ⅱ. 道路

### Ⅱ-i. 公共交通等の充実

市街地内においては、公共交通により各目的地への円滑な移動を確保していきます。

また、市街地とその周辺地区との連携については、スクールバスへの一般市民の混乗や乗合いタクシー等により、その移動を確保していきます。このことにより、市街地周辺地区への生活環境を守りながらも将来に向けた都市のコンパクト化を目指していきます。

図 9-8 公共交通の基本方針図



### Ⅱ-ii. 国道 12 号の 4 車線化への取組み

本市の都市計画区域内には、道央圏と道北圏とを結ぶ国道 12 号が南北に縦貫しています。

現在、4 車線化が進められているものの、これまでの交通量や混雑度、緊急車両の通行及び冬期間の渋滞による地域への悪影響等を勘案すると、更なる 4 車線化の全区間開通が必要であると判断されます。

交通混雑が解消されることにより、自動車交通による二酸化炭素排出量の抑制を図るとともに、多極ネットワーク型コンパクトシティを構築する観点からも、市街地と峰延町を結ぶ国道 12 号の 4 車線化の早期実現は、大変重要な取組みであるといえます。

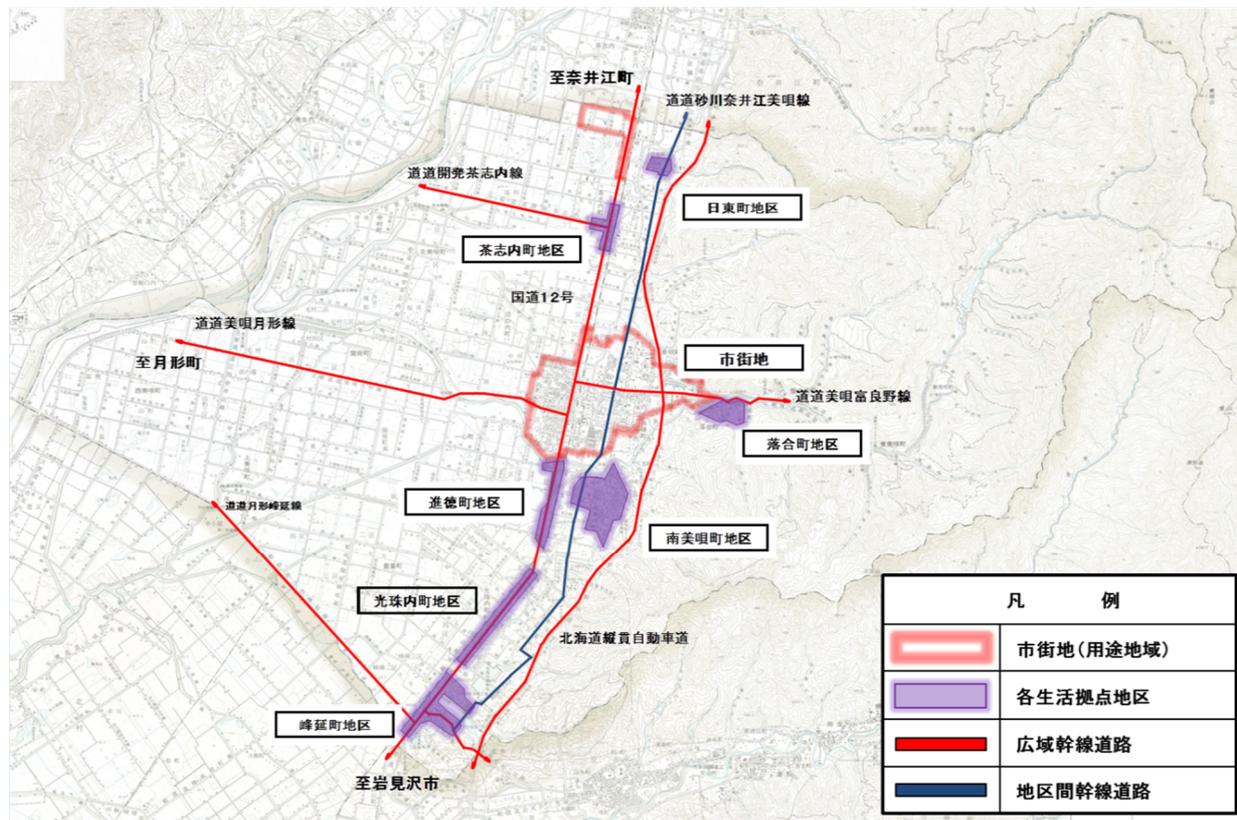




## II-iv. 円滑な交通体系の維持と整備

本市の市街地と市内各生活拠点地区、更には、近隣の市町とを結び、広域及び地区間幹線道路については、都市のコンパクト化の実現に向け、円滑な交通体系を引続き維持向上していくことが重要であるため、これらの道路の機能向上と整備検討を進めていきます。

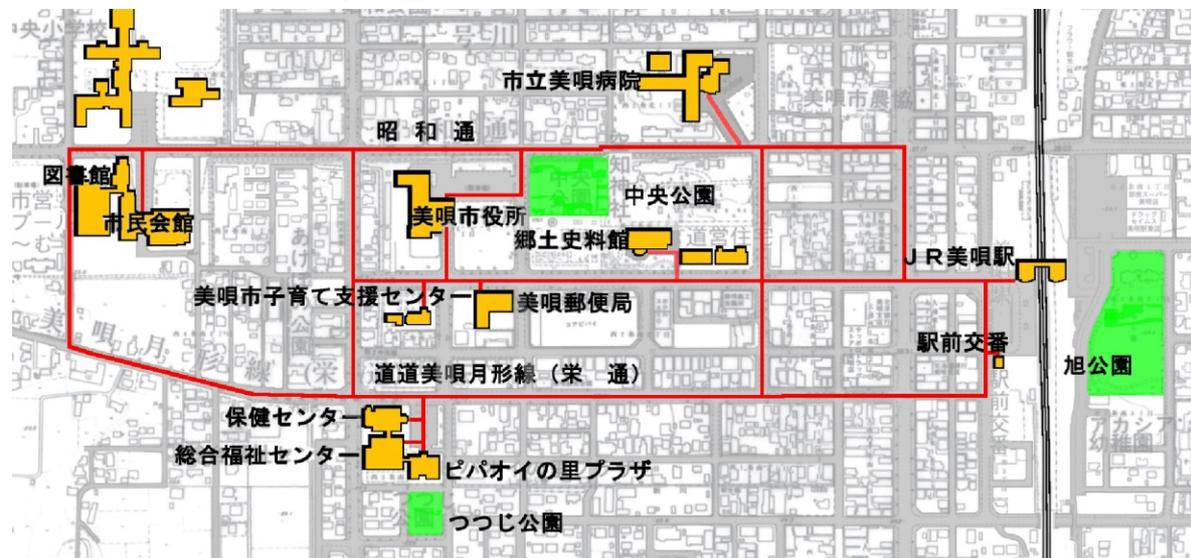
図 9-10 コンパクトシティ化に向けた近隣市町及び各生活拠点とを結ぶ交通網図



## II-v. 歩いて暮らせるまちづくりのための道路のバリアフリー化<sup>※</sup>

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、特にまちなか区域においては、中心市街地を通り市立美唄病院、市民会館等を結ぶ軸線のバリアフリー化による歩行環境の整備を進めることにより、まち歩きが容易になるような空間形成を目指し、市街地中心部の回遊性を高めていきます。

図 9-11 ユニバーサルデザイン歩行空間ネットワークのイメージ





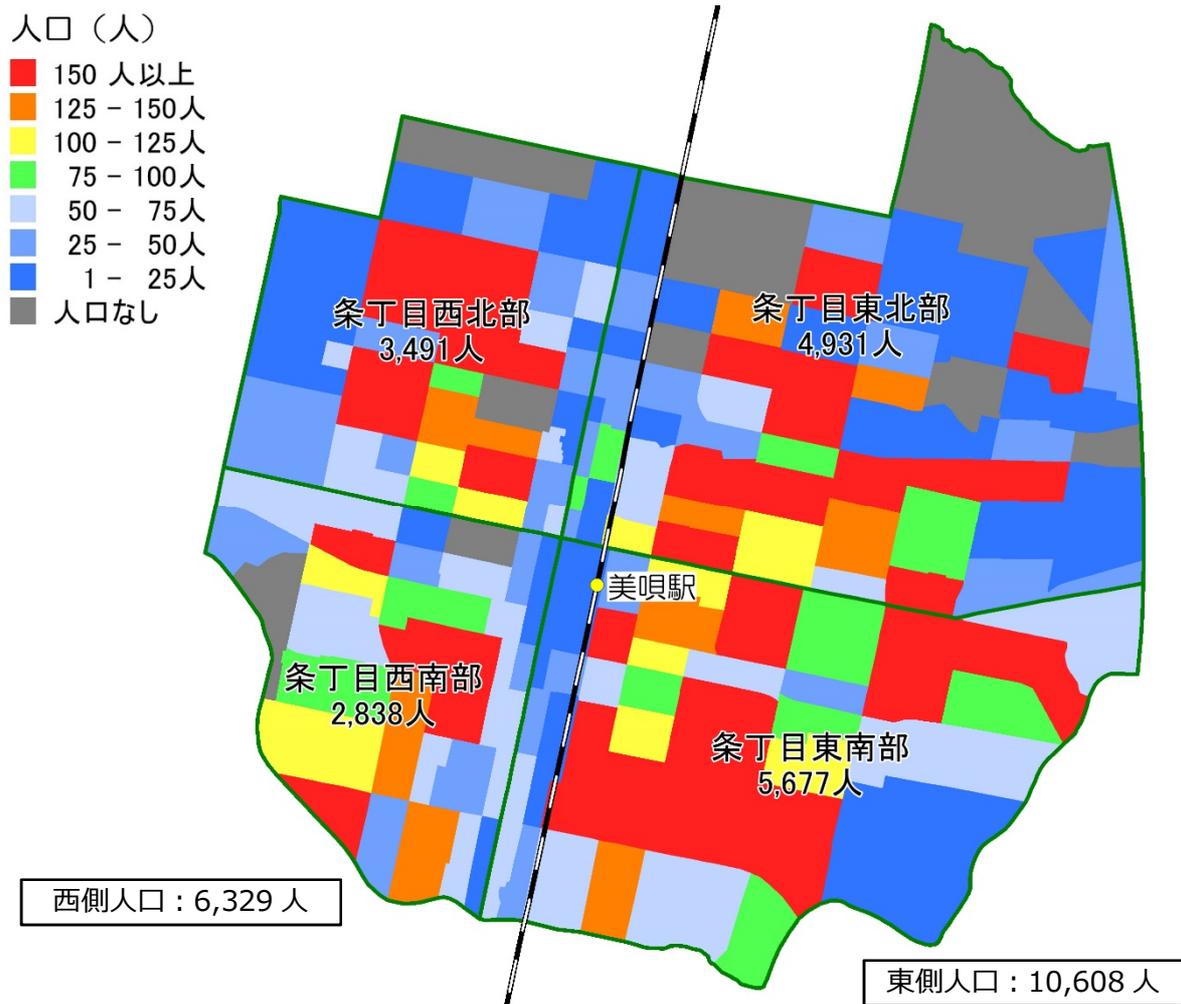
## II-vi. 一体性及び連携性確保のための道路網の形成

本市の市街地は、JR 函館本線により、大きく東西に 2 つに分断されている特徴があります。

現況調査の結果から、居住人口については、西側の居住人口 6,329 人に対し、東側については、10,608 人とおよそ 1.7 倍の市民が東側に居住しています。

しかしながら、市役所等の主な公共施設の多くについては、西南部に配置されている現状にあり、こうした現状から、今後更なる東西に分断されている市街地の一体化を図る必要があると考えられます。そのためには、都市計画道路と JR との立体交差を検討するばかりではなく、都市計画道路の踏切部分の歩道拡幅といった対応策を推進することが必要であると考えられます。

図 9-12 条丁目別人口



資料 : 平成 22 年国勢調査

## II-vii. 公共サイン計画に基づく案内板の設置

本市においては、市外からの来訪者に対して、市内での安全で快適な交通を確保する目的で、公共サイン計画に基づき、JR 美唄駅を中心とする市内観光案内板の設置や各公共施設及び「ゆ〜りん館」等の各観光施設への案内板を設置してきたところであります。

しかしながら、現時点において、例えば、国道 12 号からの「市役所」や「温水プール」、「総合体育館」等への案内板が無い等、この他にも各観光施設、公共施設への案内板の設置が依然として不足している現状にあります。

今後、更なる公共サインの充実を図ることによって、市外からの来訪者への適切な情報提供を行うことで、円滑な交通流動を図っていきます。



### Ⅲ. 公園緑地

#### Ⅲ- i . 公園・緑地の適正配置

公園・緑地については、環境保全、レクリエーション機能、防災、景観構成における機能が統合的に発揮できるように配置し、水と緑のネットワーク※を形成していきます。

また、アンケート調査の結果から、「公園の配置」については、「やや不満」との意見が多く、都市計画マスタープランにおいてもその配置には偏りが見られることを指摘しています。

よって、このことを解消する取組みの一例として、本構想が推進するまちなか区域の旧美唄工業高校跡地に公園を配置し、都市計画公園の中央公園神社用地の都市計画決定部分を廃止することにより、適正な公園の配置を進めていきます。

表 9-2 都市公園の現況

名称		種別	面積		整備率 (%)	誘致距離 (m)
公園番号	公園名		計画 (ha)	供用 (ha)		
2・2・1	昭和公園	街区公園	0.22	0.22	100.0	250
2・2・2	あけぼの公園	〃	0.20	0.20	100.0	250
2・2・3	東雲公園	〃	0.58	0.58	100.0	250
2・2・4	花園公園	〃	0.19	0.20	105.3	250
2・2・5	いなほ公園	〃	0.43	0.43	100.0	250
2・2・6	白樺公園	〃	0.13	0.13	100.0	250
2・2・7	つつじ公園	〃	0.23	0.23	100.0	250
2・2・8	かえで公園	〃	0.18	0.18	100.0	250
2・2・9	東3条南公園	〃	0.14	0.14	100.0	250
2・2・10	一心東公園	〃	0.13	0.13	100.0	250
小 計		10ヶ所	2.43	2.44	100.4	
3・3・1	和田公園	近隣公園	2.50	2.50	100.0	500
3・3・2	中央公園	〃	2.20	1.30	59.1	500
3・3・3	旭公園	〃	1.30	1.30	100.0	500
小 計		3ヶ所	6.00	5.10	85.0	
5・6・1	東明公園	総合公園	38.30	33.49	87.4	
都市計画公園計		14ヶ所	46.73	41.03	87.8	
	ゆたか公園	近隣公園	1.10	1.10	100.0	500
都市公園計		1ヶ所	1.10	1.10	100.0	
	遊縁通り	都市緑地	2.98	2.98	100.0	
緑地計		1ヶ所	2.98	2.98	100.0	
公園・緑地の合計			50.81	45.11	88.8	

※本市の都市公園は、用途地域内を中心に街区公園が10ヶ所、近隣公園が3ヶ所、総合公園が1ヶ所の合計14ヶ所の46.73haが都市計画決定され、そのうち41.03ha（約87.8%）が供用されています。また、都市公園が1ヶ所、都市緑地が1ヶ所の整備、供用されています。



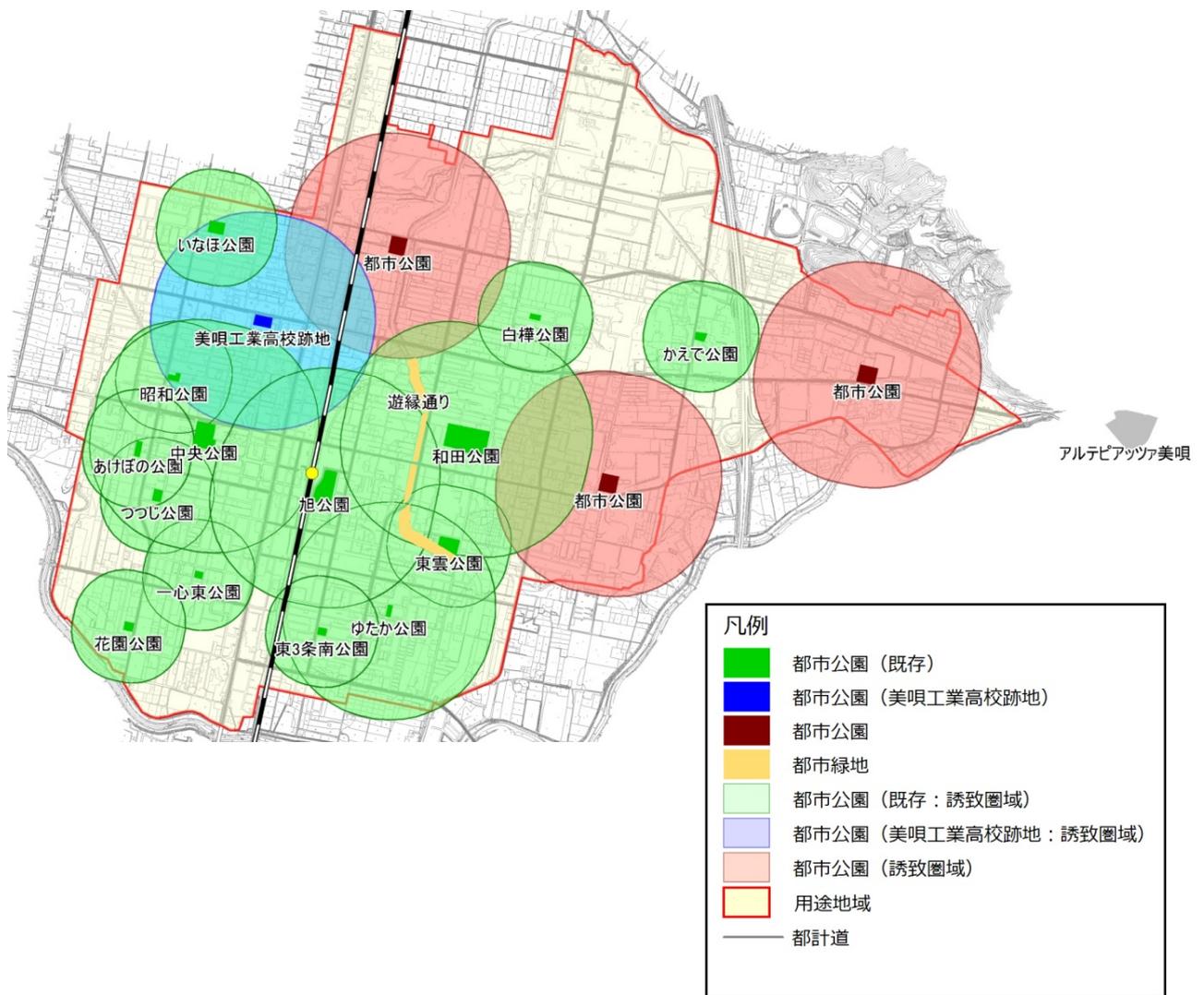
### Ⅲ- ii . 公園・緑地の整備

市街地に緑を増やすため、公園、緑地、広場のリニューアル等整備充実に努め、水と緑のネットワーク形成を図っていきます。

また、近年の地球温暖化等環境意識の高まりや緑を取り巻く社会情勢が変化する中で、心の豊かさやゆとり等の面から緑の有する役割の重要性が大変大きくなってきているといえます。更に、自然環境・都市環境に対する意識や自然とのふれあいという観点から環境保全、防災、レクリエーション、景観形成等の持つ機能を活用し、自然と共生する緑豊かで潤いのあるまちづくりを進める必要があります。

よって、本市における緑を今後どのようにして守り、育て、親しむのかを明らかにし、緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進していくため、地域緑化推進計画の適正な見直しを実施していきます。

図 9-13 都市公園の位置・誘致圏（旧美唄工業高校跡地部分含む）





## IV. 都市景観

### IV-i. 都市計画道路の街路樹整備

都市計画道路の街路樹整備については、今後もその維持管理をより充実して行い、緑のネットワーク形成<sup>※</sup>に取り組んでいきます。街路樹が、道路空間と一体となることで、歩行者への安全や快適性を確保し、歩いて暮らせるまちづくりをより誘導していきます。

### IV-ii. 地区計画による街並みの統一

本市の北海道せき損センターの東側に隣接している未利用地（市有地）については、今後、開発行為等による住宅団地造成を計画する際に、建物の形状や外壁の色合いの統一を図る等、統一性の図られた魅力ある団地造成を形成するために、地区計画制度の導入を検討します。

当該地区については、病院に隣接している他、近くには都市計画公園（東雲公園）があり、更には、当該地区も含めその周辺地域については、第1種低層住居専用地域に指定され、既に良好な住環境が形成されています。

このような諸条件から考慮しても、当該地区が将来の住宅地として、最も適した地区になると判断されます。民間の開発事業者への協力を求める等、官民一体となった取組みを検討していきます。

図 9-14 地区計画について



資料：沖縄県糸満市 HP (<http://shiozaki.city.itoman.okinawa.jp/tochikaihatsukousya/district/index.html>)

図 9-15 北海道せき損センターの東側に隣接している未利用地（市有地）



### IV-iii. 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄周辺地区の環境整備

アルテピアッツァ美唄の周辺地区については、かつての炭鉱が栄えた頃の面影を今なお残して、それを感じ取ることのできる街並みを形成しています。こうした周辺環境と芸術文化を通じた交流の拠点であるアルテピアッツァ美唄との一体となった環境を今後も維持していくため、特定用途制限地域<sup>※</sup>の指定の検討を行います。



## V. 生活環境

### V-i. 低炭素なまちづくり

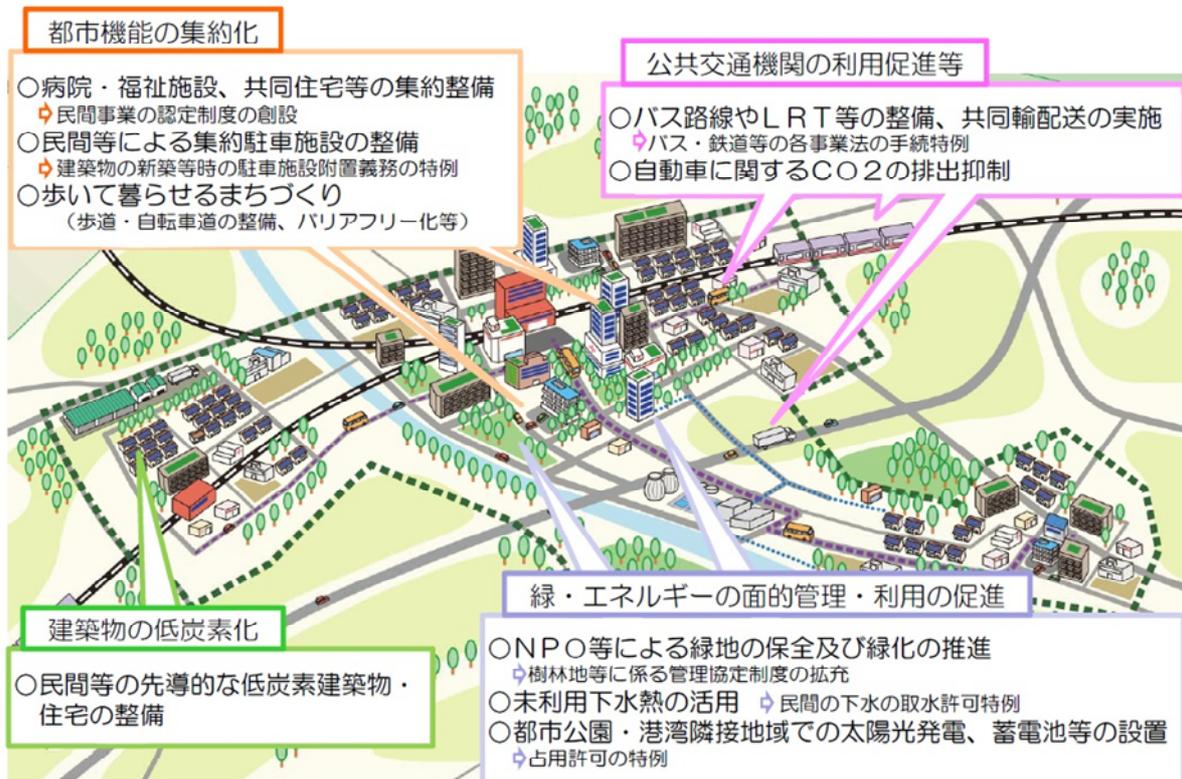
近年における深刻さを増す地球温暖化等の環境問題への対応については、北海道においてもその例外ではなく、平成 25 年 8 月には、北海道都市計画課が「低炭素都市づくりガイドライン<sup>\*</sup>」を策定し、これに基づき北海道内の全ての市町がその取組みを求められています。

低炭素なまちづくりを実現するためには、集約型の都市構造（コンパクトシティ）を実現することが、重要であります。自動車利用率の低減、公共交通の利便性の向上が図られるためであり、特に、公共施設の集約化への取組みは、歩いて暮らせるまちづくりへの推進でもあり大変重要であると考えられます。また、公園や広場等の都市緑化の推進や都市計画道路の街路樹の適正な維持管理についても二酸化炭素削減に大変重要な取組みであるといえます。

特に都市緑化については、行政が単独で実施するのではなく、市民との連携や市民主導による緑化の保全、創出が二酸化炭素削減に結びつく要因となります。

今後本構想を基本とし、低炭素都市づくりに向けた方針を次期都市計画マスタープランを活用して、本市における二酸化炭素削減目標を明確にする等、その取組みを総合的に検討し、位置付けていくこととします。

図 9-16 都市の低炭素化の促進に関する法律 概要



資料：国土交通省 HP (<http://www.mlit.go.jp/common/000231738.pdf>)

### V-ii. 災害に強いまちづくり

近年の地震や風水害に対応すべき「災害に強いまちづくり」を形成するためには、これまでの取組みの他に、住宅の耐震化や不燃化、まちの基盤となる街路の整備、地域の人々が活動するための公園、広場の確保、更には、地域の人々が助け合える関係の構築が不可欠だといえます。

「災害に強いまちづくり」とは、行政のみによって推進されるものではなく、地域や住民等の関係者との連携が重要であり、広く地域住民と互助できる関係が構築できるような啓発を行い、地域の防災力の向上に努めていく必要があります。

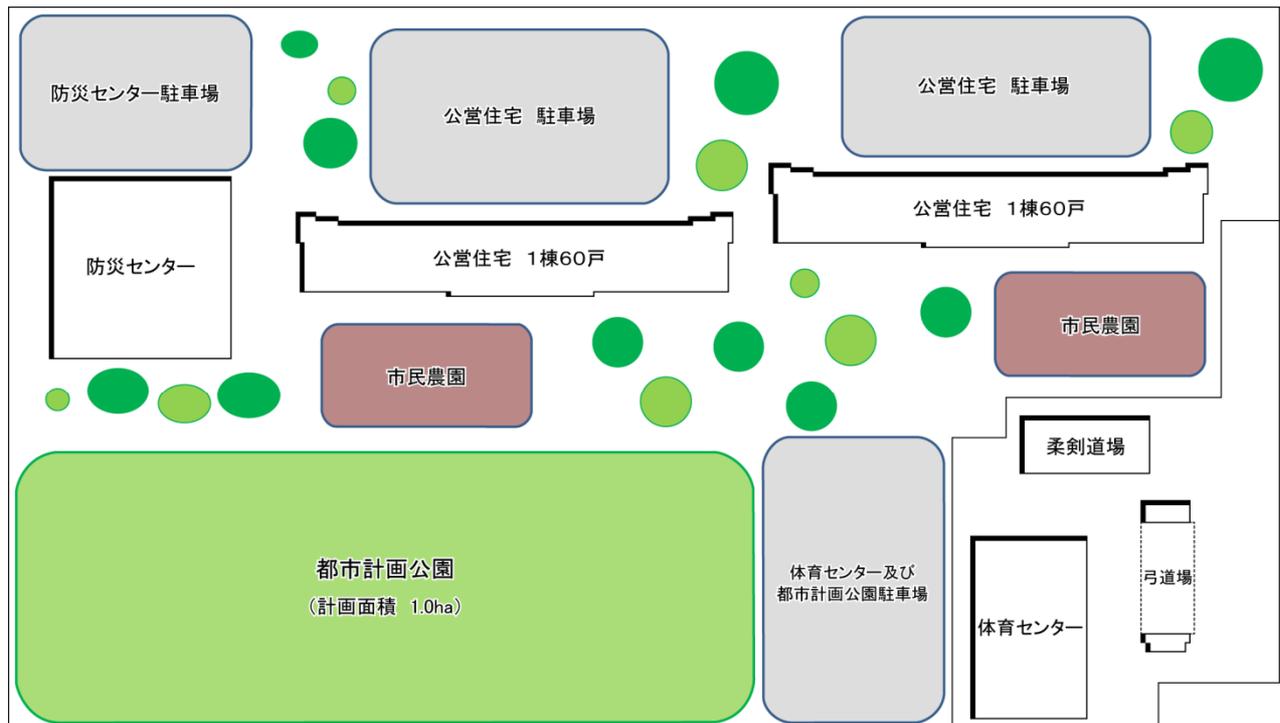




## VI-ii. 旧美唄工業高校跡地利用

住生活基本計画に基づき、市内各地に点在している老朽化した公営住宅のいなほ団地、進徳東団地、南美唄団地の3団地については、旧美唄工業高校跡地に集約し、更には、防災センターについても当該敷地内への立地を推進します。また、公営住宅及び防災センター以外の未利用地については、都市計画公園とします。当該敷地には、既に体育センターが立地しているので、この地域における居住、スポーツ、安らぎ、憩いといったことによる多くの賑わいを創出していきます。

図 9-18 旧美唄工業高校跡地利用イメージ図（案）



美唄工業高校跡地利用イメージ図（敷地面積 46,771㎡）

## VI-iii. 市立美唄病院の建替え

市立美唄病院については、保健センター及び地域包括支援センターの機能を併設した建替えが現在の敷地で実施される予定となっています。

まちなか区域に立地予定であり、そのことが歩いて暮らせるまちづくりを推進する取組みであることや市民アンケートの結果から将来の生活環境には、「病院や診療所が近くにあることが重要」との意見が上位を占めているため、当該区域での建替えが将来に向けても必要であると考えられます。

## VI-iv. 健康・医療・福祉の視点によるまちづくり

多くの市民が自立的に、また、必要に応じて地域の支援を得て、より活動的に暮らせるまちづくりを目指すために、以下の都市的な取組みが必要であると考えられます。

- ① 住民の健康意識を高め、運動習慣を身につけるための「まち歩きを促す歩行空間の形成」に努め、更には、その仕組みづくりの検討を進めます。
- ② 公共交通の利用環境を高めます。



## 10. 立地適正化計画への取組み

前述のとおりJR美唄駅を中心とした半径1kmの「まちなか区域」には、今後多くの公共施設が集約化されていくことになります。

しかしながら、「美唄市人口ビジョン」の中で、本市における人口が、西暦2040年（平成52年）には、13,518人となることを推計しています。こうした将来の人口減少を考慮すると、本構想に基づいた更なるコンパクトシティを目指した都市機能の凝縮を図るべく取組みが必要となってくる可能性があります。

このためには、国土交通省が平成26年に新たに創設した都市のコンパクト化について提案している「立地適正化計画<sup>※</sup>」の策定を今後速やかに進めていきます。

### 立地適正化計画<sup>※</sup>

これからのまちづくりにおいて、急激な人口減少と少子高齢化が大きな障害となっています。更には、市町村の税収が減少しているにもかかわらず、福祉予算の増大や高度成長期に整備されたインフラ設備の更新時期を迎える等財政難の状況が長く続いています。

そのため、今後の理想的な都市のあり方として、人々の住まいや公共施設、医療施設、商業施設等を一定の範囲内に納める「コンパクトシティ」を推進すると同時に、市街地の空洞化を防止しようとするのが「立地適正化計画」です。公共交通等も含めて都市全体の構造を見直そうとするもので、「都市計画マスタープラン」の一部として位置付けられます。



## 参考資料 1. 関連計画

### I. びばい未来交響プラン（第6期美唄市 総合計画） 後期基本計画

「びばい未来交響プラン（第6期美唄市 総合計画）」は、平成23年度に策定した本市の最上位に位置付けられる計画となります。

計画の基本構想期間は、平成23から32年度までの10年間で、基本構想に6つの柱と27の施策が盛り込まれています。

平成28年3月には、「後期基本計画」を策定し、基本構想を推進しています。

本構想に関する内容も「後期基本計画」に盛り込まれています。

都市像	「食・農・アートが響き合う緑のまち 美唄 －市民のハーモニーで創る美しい唄のまちを目指して－」
-----	--

表1 びばい未来交響プラン内のコンパクトシティに関する記載内容

施策	施策の方向	概要
公共交通	公共交通の見直し	コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携と地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築（乗り合いタクシー事業等）
都市基盤整備	土地利用と道路交通網等の整備	人口規模に見合ったコンパクトな市街地形成（用途地域の見直し等）
	公営住宅	コンパクトなまちづくりの方向性に対応した住環境づくり 公営住宅の計画的な更新と整備



## II. 美唄市都市計画マスタープラン

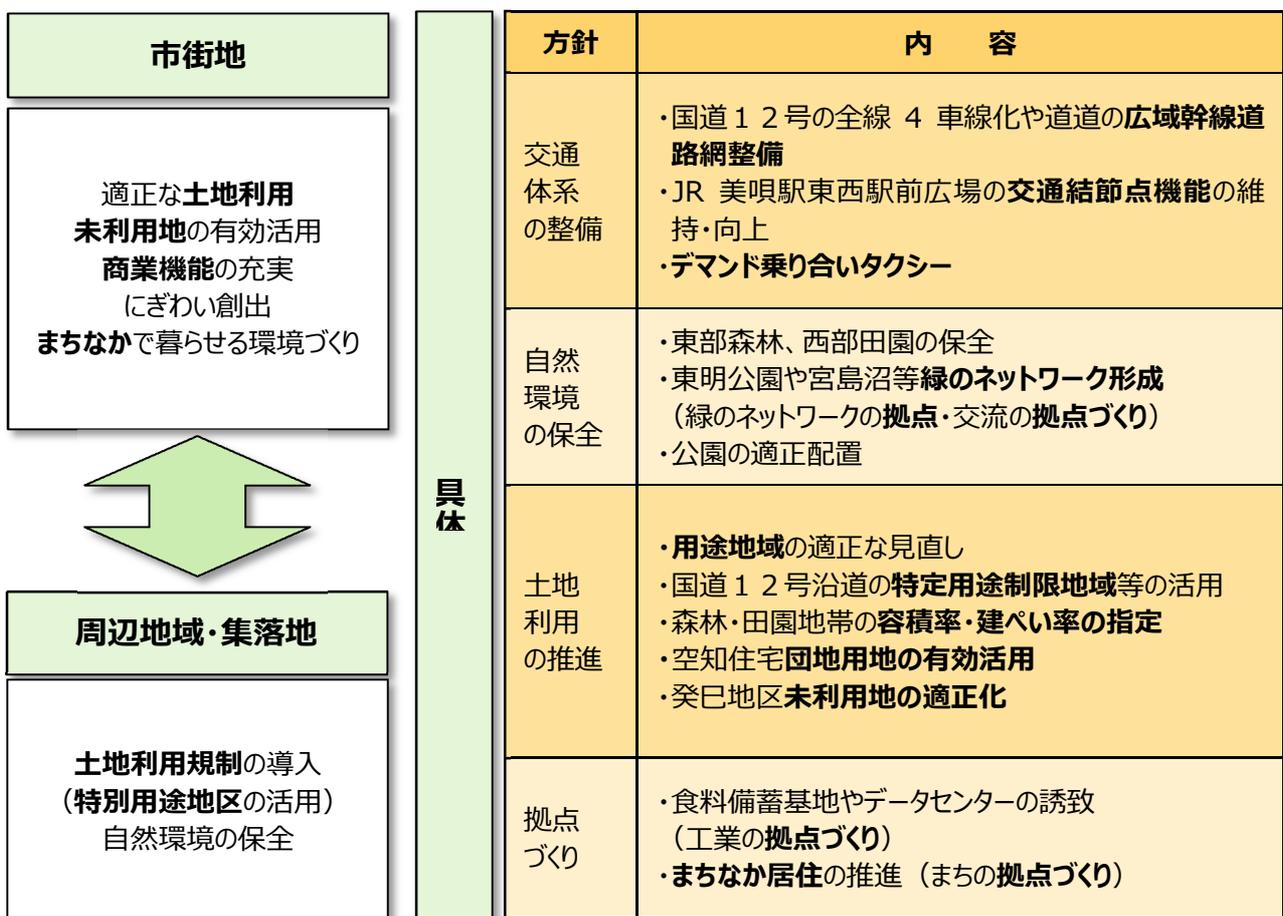
「美唄市都市計画マスタープラン」は、本市の都市計画における土地利用、交通体系、公園・緑地、下水道等に関する基本方針を示した計画であり、平成 13 年 3 月に策定しました。

計画期間は、平成 13 年度から平成 32 年度までの 20 年間で、平成 22 年度に改訂版を策定し、現在、この計画のもと本市の都市計画が進められています。

計画は、「自然環境の保全と快適な都市環境の創出」をまちづくりの目標とし、4 つの基本姿勢の柱と 8 つの基本方針が盛り込まれています。

本構想は、「美唄市都市計画マスタープラン」の下に位置付けますが、本構想に関する内容も計画の一部に盛り込まれています。

### 【まちづくり基本方針】 コンパクトなまちづくりに向けた計画的な土地利用の推進





## 資料 2. 図 5-29 作成に係る補足説明について

図 5-29 は、本市の都市計画基礎調査の建物データを用いて調査の最小区域（小ゾーン）ごとの建物の建設傾向を見るためのもので、建物の延床面積の住居系・商業系・工業系延床面積割合から 10 種類に分類して着色したものとなります。

また、建物の延床面積割合で計算しているため、建物の数、未利用地（建物が建っていない土地）面積等は、集計に反映されません。

表 2-1 住居系・商業系・工業系の分類

分類	都市計画基礎調査の建物用途
住居系	住宅（専用住宅、共同住宅）、文教施設、厚生施設 一般店舗併用住宅、事務所併用住宅、飲食店併用住宅は、商業系と 1/2 作業所併用住宅は、工業系と 1/2
商業系	商業施設（官公署施設、専用商業施設、娯楽施設、店舗施設）
工業系	工業施設、都市運営施設、その他施設（農業施設）

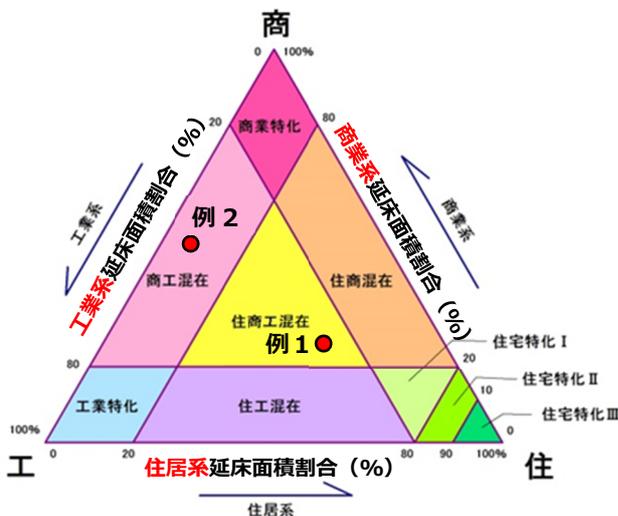
表 2-2 住居系・商業系・工業系延床面積割合の計算方法

住居系延床面積割合 (%) = 小ゾーン内の住居系延床面積 (㎡) ÷ 小ゾーン内の建物の延床面積 (㎡)
商業系延床面積割合 (%) = 小ゾーン内の商業系延床面積 (㎡) ÷ 小ゾーン内の建物の延床面積 (㎡)
工業系延床面積割合 (%) = 小ゾーン内の工業系延床面積 (㎡) ÷ 小ゾーン内の建物の延床面積 (㎡)

表 2-3 分類と住居系・商業系・工業系延床面積割合

分類	分類方法
住宅特化Ⅲ	住居系の延床面積割合が 90%以上
住宅特化Ⅱ	住居系の延床面積割合が 80%以上、かつ、商業系・工業系の延床面積割合が 20%未満
住宅特化Ⅰ	住居系の延床面積割合が 80%未満、かつ、商業系・工業系の延床面積割合が 20%未満
住商工混在	住居系・商業系・工業系の延床面積割合が 20%以上
住商混在	住居系・商業系の延床面積割合が 20%以上、かつ、工業系の延床面積割合が 20%未満
商工混在	商業系・工業系の延床面積割合が 20%以上、かつ、住居系の延床面積割合が 20%未満
商業特化	住居系・工業系の延床面積割合が 20%未満
住工混在	住居系・工業系の延床面積割合が 20%以上、かつ、商業系の延床面積割合が 20%未満
工業特化	住居系・商業系の延床面積割合が 20%未満
分類不可（色なし）	建物が存在しないため、計算不可

図 2-1 住居系・商業系・工業系延床面積割合



住居系・商業系・工業系延床面積の割合に応じて、10 種類に分類

例 1) 住居系面積 5,000 ㎡、商業系面積 2,500 ㎡、工業系面積 2,500 ㎡の場合

住居系：5,000 / (5,000+2,500+2,500) = 50%

商業系：2,500 / (5,000+2,500+2,500) = 25%

工業系：2,500 / (5,000+2,500+2,500) = 25%

⇒ **住商工混在**

例 2) 住居系面積 300 ㎡、商業系面積 1,500 ㎡、工業系面積 1,200 ㎡の場合

住居系：300 / (300+1,500+1,200) = 10%

商業系：1,500 / (300+1,500+1,200) = 50%

工業系：1,200 / (300+1,500+1,200) = 40%

⇒ **商工混在**



## ■用語解説

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（P2）

北海道が都市計画区域ごとに、都市の目標等主要な都市計画の決定の方針を定めるもの。

### 都市計画マスタープラン（P2）

市町村の都市計画に関する基本的な方針。まちづくりの将来ビジョンを行政と住民とが一体となって構築し、ゆとりと潤いのある魅力的なまちづくりを進めることを目的とした計画。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略（P2）

人口減少が急速に進む中において、雇用の創出や子育て環境の充実、交流等の取り組みをととした交流人口の増加に努め、人口減少下においても活力あるまちづくりを進めるための計画。

### 地域公共交通網形成計画（P2）

本市のまちづくり計画と整合性のとれた面的な公共交通ネットワークにより、持続可能な公共交通体系を図る計画。

### 住生活基本計画（P2）

市民が住みたい家、住みたいまちをつくっていくために、どんな家に住み、どんなまちに暮らすのかという目標を設定し、それを実現するための指針となる計画。

### 用途地域（P27）

都市計画法上の地域地区の1つで、第1種低層住居専用地域等12種類の用途地域がある。用途地域は、住居系、商業系、工業系の用途の混在を防ぐため定められたものであり、それぞれの用途地域ごとに建てられる建築物、または建てられない建築物が建築基準法に定められている。

### 都市計画道路（P31）

都市の骨格を形成する都市施設であり、都市の健全な秩序ある整備を図るための重要な施設として、都市計画法に位置付けられたもの。

### 特別用途地区（P47）（P51）

用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の目的を実現するため指定するもの。

### 可住未利用地面積（P47）

可住地とは、既に宅地である土地、更には、現在農地であったとしても将来宅地（居住地）となることのできる土地のことであり、湖沼や森林以外の土地をいいます。

### 容積率・建ぺい率（P52）

容積率とは、建築物の延床面積の敷地面積に対する割合をいう。また、建ぺい率とは、建築面積の敷地面積に対する割合をいう。双方とも地域の環境を保護するために定めるものである。

### 特定用途制限地域（P59）

用途地域が定められていない土地の区域において、良好な環境の形成、または保全、合理的な土地利用を目的として、制限すべき特定の建築物の用途を定める地域。

### バリアフリー（P55）

高齢者・障がい者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）がないこと。

### 水と緑のネットワーク（P57）

緑が持っている機能・役割をより効果的に活用して潤いのある街並みを形成するため、緑化された道路、公園、水辺を活用して緑を網状に張り巡らしてつなぐこと。



### **緑のネットワーク（P59）**

道路の街路樹を網目状に張り巡らしてつなぐこと。

### **低炭素都市づくりガイドライン（P60）**

日本の二酸化炭素総排出量のうち、都市における社会活動に起因するものがその大半を占めていることから、都市レベルでの低炭素化への取組みが求められている。このような取組みを支援するため、低炭素な都市づくりを進めることを目的とした基本方針。

### **立地適正化計画（P63）**

立地適正化計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープラン。市町村が必要に応じて策定し、医療施設や教育施設等の都市機能や居住を誘導するもの。医療施設等の都市機能整備では、国の補助金を活用することができる。